

第1回社会文教委員会協議会 資料No.5-2

平成30年3月9・12日

史跡恒川官衙遺跡整備基本計画（案）



平成30（2018）年3月

長野県飯田市教育委員会

本文目次

第Ⅰ章 整備基本計画策定の目的	第Ⅳ章 公有地化と発掘調査
1 節 計画策定の目的…………… 1	1 節 公有地化の進め方…………… 14
2 節 計画の対象範囲…………… 1	2 節 発掘調査の方針と計画…………… 14
(1)保存活用計画における地区区分の概要 1	(1)発掘調査の方針…………… 14
(2)整備基本計画の対象範囲…………… 3	(2)発掘調査の計画…………… 15
3 節 整備基本計画の実施期間…………… 3	①A 1 地区
4 節 計画策定及び事業の推進体制…………… 5	②A 2・A 3 地区
(1)飯田市史跡恒川官衙遺跡専門委員会の設置…………… 5	③A 4 地区
(2)組織…………… 5	④指定地外の地区
①史跡恒川官衙遺跡専門委員会	第Ⅴ章 史跡整備をめぐる現状と課題
②指導・助言	1 節 指定地の土地利用の現況と課題…………… 17
③事務局	(1)指定地北東部…………… 17
(3)審議等の経過…………… 6	(2)指定地南西部…………… 17
(4)地域・関係団体等への説明等の経過…………… 7	(3)恒川清水…………… 18
(5)事業の推進体制…………… 8	(4)指定地間の市道・河川等…………… 18
第Ⅱ章 史跡恒川官衙遺跡の価値	2 節 周辺地域の現状と課題…………… 20
1 節 史跡恒川官衙遺跡の主要な価値…………… 10	3 節 これまでの発掘調査の状況と課題…………… 21
(1)遺構・遺物の価値…………… 10	4 節 史跡恒川官衙遺跡の利活用の現状と課題…………… 25
(2)史跡の立地から窺える価値…………… 11	5 節 アクセスの現況と課題…………… 25
2 節 史跡恒川官衙遺跡の副次的な価値…………… 11	6 節 リニア関連事業との調整…………… 27
第Ⅲ章 史跡整備の基本方針と構想	7 節 史跡整備に関する地域住民や地域からの意見・要望…………… 27
1 節 史跡整備の基本方針…………… 12	(1)史跡公園整備についての地域住民等からの意見・要望…………… 27
2 節 史跡整備の構想…………… 12	
(1)基本理念…………… 12	
(2)整備の全体的な進め方…………… 13	

(2) ガイダンス施設整備についての地域からの要望	28	(4) 案内板・道標	37
(3) 地域住民や地域からの意見・要望等への対応	28	(5) 銘板（名称板）	38
第VI章 整備計画対象地のゾーニングと各エリアの整備計画		2節 基盤整備	38
1節 整備計画対象地のゾーニング	29	(1) 基盤造成	38
(1) 正倉院エリア	29	(2) 給排水・給電施設	38
(2) 正倉院北側エリア	29	(3) 雨水排水施設	39
(3) 清水エリア	29	3節 遺構表示	39
(4) ガイダンスエリア	29	(1) 基本的な考え方	39
(5) エリア間連絡路	30	(2) 整備手法と対象遺構	41
(6) 古墳ひろばエリア	30	①建物の復元展示	
(7) 周辺地域	30	②建物の表示	
2節 各エリアの整備計画	32	③区画溝の表示	
(1) 正倉院エリア	32	4節 ガイダンス施設の整備	43
①遺構表示ゾーン		(1) 想定する利用者	43
②多目的広場ゾーン		(2) 既存施設との役割分担	43
③園路・歩道		(3) ガイダンス施設の役割と機能	45
(2) 正倉院北側エリア	33	①ガイダンス施設の役割	
(3) 清水エリア	33	②ガイダンス施設の機能	
①清水整備ゾーン		③ガイダンス施設の概要	
②緑地ゾーン		5節 その他の施設の整備	47
(4) ガイダンスエリア	33	(1) 園路・広場	47
(5) エリア間連絡路	34	①園路	
(6) 古墳ひろばエリア	34	②広場	
(7) 周辺地域	34	(2) 便益施設	47
第VII章 整備計画対象地における施設等の整備基本計画		①駐車場・駐輪場	
1節 標識・説明板・案内板等の整備	35	②トイレ	
(1) 標識	35	③四阿・ベンチ・水飲み場	
(2) 説明板	37	(3) 照明・防犯施設	48
(3) 境界標	37	(4) 管理施設	48

6 節	動線・サイン計画	49
	(1) アクセスルート上のサイン整備	49
	(2) 整備計画対象地及び周辺の動線	49
7 節	修景に関する計画	
	(1) 修景の方法	51
	①境界域の修景	
	②送電施設	
	(2) 植栽	51
8 節	周辺地域の景観保全	51
第Ⅷ章	整備事業の年次計画	56
第Ⅸ章	整備後の維持管理計画	
1 節	維持管理の内容	57
	(1) 史跡等の本質的価値を構成する枢要の諸要素	57
	(2) 史跡等指定地において史跡等の保護に有効な諸要素	57
	(3) 公開・活用のために設置した諸施設	57
2 節	維持管理体制	58
	(1) 地域と行政との連携・協働	58
	(2) 行政諸機関との連携	58
第Ⅹ章	整備過程及び整備後の課題	
1 節	未整備の指定地の取り扱い	59
2 節	地域との協働による保存活用	59
3 節	リニア関連事業等への対応	60
4 節	周辺地域の景観の保全	60

図版目次

図 1	史跡保存活用のための地区区分	2
図 2	整備基本計画の対象範囲	4
図 3	事業推進体制のイメージ	9
図 4	発掘調査の年次計画	16
図 5	指定地及び周辺の土地利用状況	19
図 6	過去の発掘調査実施箇所	22
図 7-1	正倉院遺構変遷図（Ⅰ・Ⅱ期）	23
図 7-2	正倉院遺構変遷図（Ⅲ・Ⅳ期）	24
図 8	史跡恒川官衙遺跡への主要アクセスルート	26
図 9	整備計画対象地のゾーニング	31
図 10	基盤造成等模式図	38
図 11	河川・用水路等現況図	40
図 12	既存の類似文化施設の位置と主なアクセスルート	44
図 13	ガイダンス施設内部のイメージ	46
図 14	駐車場・駐輪場整備のイメージ	48
図 15	周辺地域の文化財と主なアクセスルート	50
図 16-1	ガイダンスエリアからのモデル動線概念図	52
図 16-2	J R 元善光寺駅からのモデル動線概念図	53
図 17-1	正倉院エリア整備概念図	54
図 17-2	清水エリア整備概念図	54
図 17-3	正倉院北側エリア整備概念図	55
図 17-4	ガイダンスエリア整備概念図	55

資料目次

資料 1 「英語解説の改善・充実にあたっての 視点」	35
資料 2 史跡名勝天然記念物標識等設置基準 規則	36
資料 3 史跡等における歴史的建造物等の復 元の取扱い基準	42
資料 4 ガイダンス施設の例	46

第 I 章 整備基本計画策定の目的

1 節 計画策定の目的

史跡恒川官衙遺跡は、古代律令国家における信濃国の最南の地方行政単位であった伊那郡を統治していた役所（伊那郡衙）跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。

飯田市は、恒川官衙遺跡の保存を確実なものにしていくため、平成 25（2013）年 7 月 31 日に史跡指定に関する意見具申を行い、平成 26（2014）年 3 月 18 日に文部科学大臣より史跡の指定を受けた。

本整備基本計画は、平成 26・27（2014・2015）年度の 2 ヶ年をかけて策定した『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（飯田市教委 2016）（以下、「保存活用計画」と呼ぶ）に基づき、史跡恒川官衙遺跡の適切な保存と活用を図るため、史跡恒川官衙遺跡がもつ本質的価値や社会的要請を踏まえつつ、主としてハード面における整備の基本的な計画内容を策定するものである。

2 節 計画の対象範囲

（1）保存活用計画における地区区分の概要

保存活用計画においては、平成 26（2014）年 3 月 18 日に史跡指定された地区及び恒川遺跡群全体の保存活用のため、発掘調査によってこれまでに判明している遺構の分布状況やその性格、遺構確認の進展状況、さらには、土地利用の現況などを加味し、指定地を A 1～A 4 の 4 地区、指定地以外の恒川遺跡群を B～D の 3 地区に区分した。各地区の概要は以下のとおりである。

なお、平成 28（2016）年 10 月 3 日に追加史跡指定を受けたことに伴い、本整備基本計画では保存活用計画における地区区分の範囲を一部修正している（図 1）。

地区区分	地区の概要
A 1 地区	○伊那郡衙の正倉院を構成する正倉及び正倉院南辺外周区画溝などが確認されている地区 ○正倉院全体のおよそ 1/3 程度を占めると考えられる ○正倉の建物配置がある程度把握されている ○正倉院南辺外周区画溝から出土した瓦により瓦葺の正倉の存在が推定される
A 2 地区	○正倉院の一部及び厨家又は館と推定されている地区 ○礎石建物、掘立柱建物、正倉院外周区画溝や郡衙北限溝の一部が確認されている
A 3 地区	○正倉院に関連する遺構の存在が推定される ○未調査個所が大半を占める地区

（3 頁に続く）

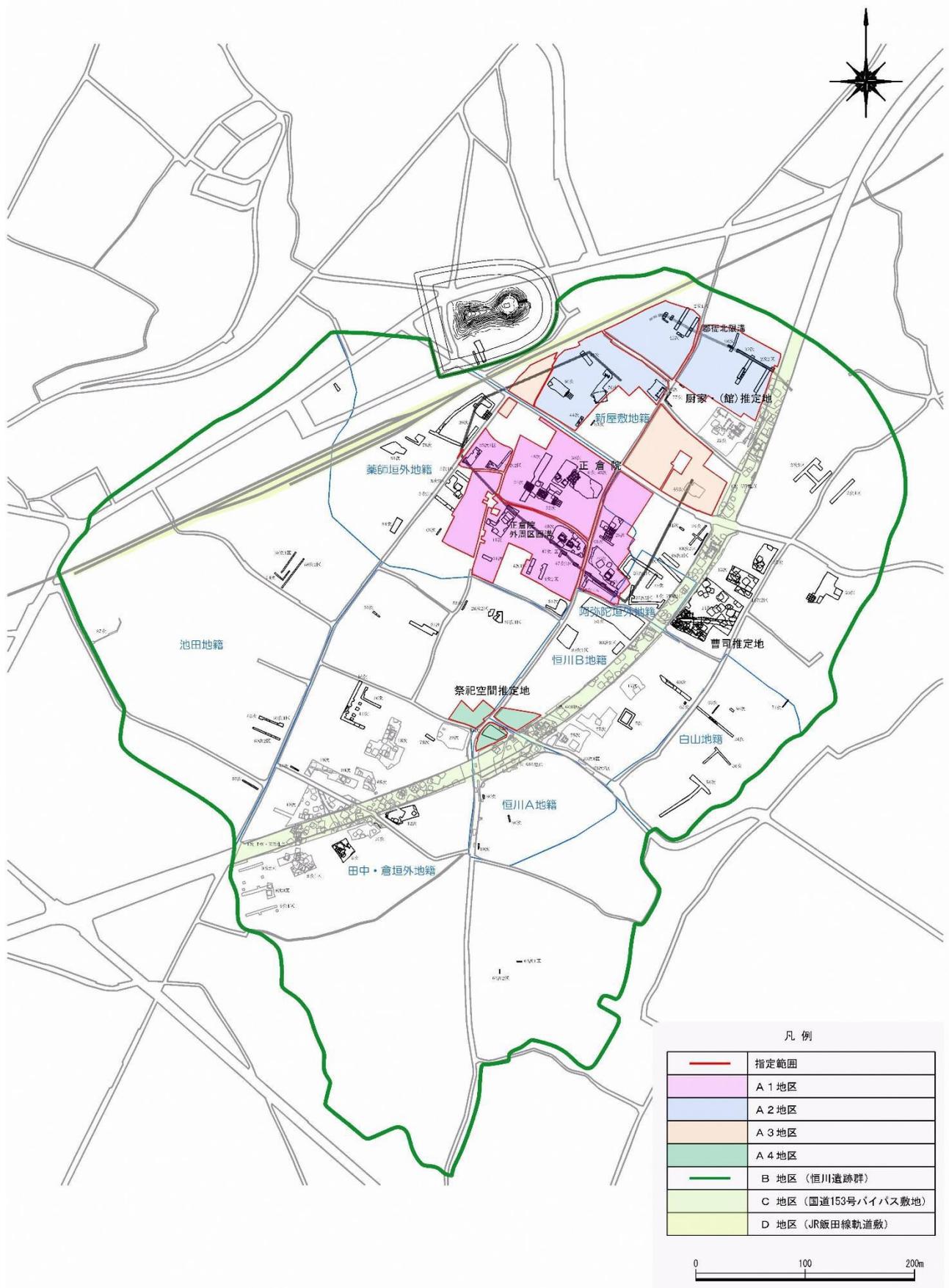


図1 史跡保存活用のための地区区分 (保存活用計画の地区区分図を一部修正)

地区区分	地区の概要
A4地区	<ul style="list-style-type: none"> ○祭祀空間と推定される恒川清水が含まれる地区 ○中核をなす恒川清水の範囲は石垣によって区画されている ○座光寺地域のシンボルとなる場所として、現在も地域住民によって保存継承されている ○国道153号敷地内での調査で、流路、祭祀具、掘立柱建物が確認されている
B地区	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡恒川官衙遺跡指定地を除く恒川遺跡群の大部分が含まれる ○郡衙に関連する遺構の分布が想定されるとともに、郡衙成立以前や廃絶後の集落、あるいは郡衙と同時代の竪穴建物を主体とする集落など、各時代の集落の遺構・遺物が濃密に埋蔵されている
C地区	○遺構の多くが滅失している、又は滅失していると推定される国道153号路線敷が該当する
D地区	○遺構の多くが滅失している、又は滅失したと推定されるJR飯田線の軌道敷が該当する
史跡高岡第1号古墳 南西隅地区	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡恒川官衙遺跡に隣接する史跡飯田古墳群 高岡第1号古墳（平成28年10月3日指定。以下「史跡高岡第1号古墳」と呼ぶ）の前方部の南方側に位置する ○伊那郡衙に密接に関連する古墳の範囲
恒川遺跡群 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ○県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史・文化資産が集中する地域 ○史跡恒川官衙遺跡と密接な関連が推定される数多くの遺跡が所在する

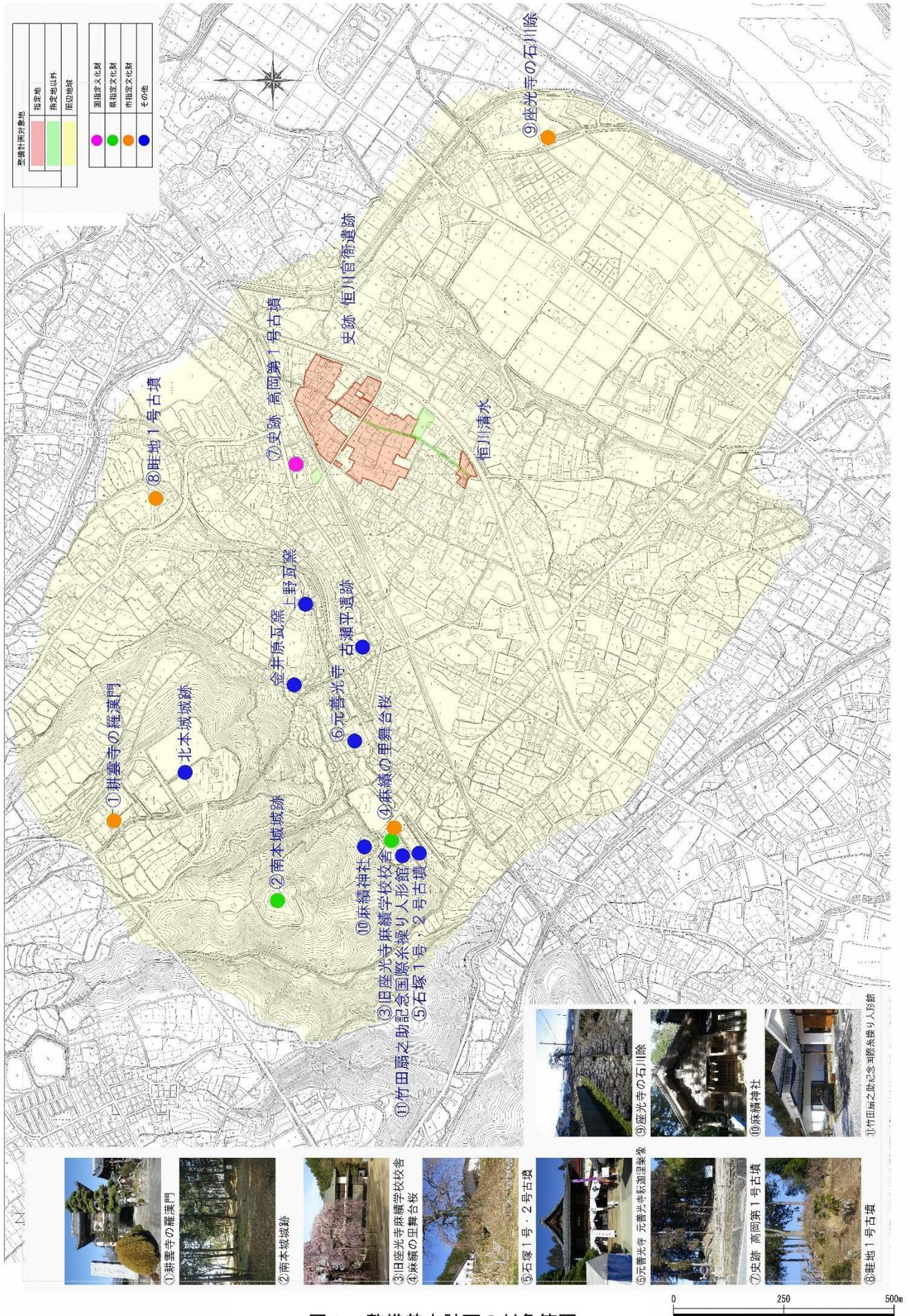
（2）整備基本計画の対象範囲（図2）

本整備基本計画は、史跡恒川官衙遺跡指定地（以下、「指定地」と呼ぶ）を主たる範囲とするが、ガイドランス施設の建設地など史跡の活用上必要となる地区、及び指定地に隣接する市道も含める。また、史跡恒川官衙遺跡と一体的な活用を見込む史跡高岡第1号古墳の南西隅地区も本計画の対象範囲に加える（以下、これらの範囲を「整備計画対象地」と呼ぶ）。

このほか、指定地周辺の地域についても、歴史・文化資産を結びつけた周遊路の整備や、良好な歴史的文化的景観の保全・育成の方向性を示すことにする（以下、この地域を「周辺地域」と呼ぶ）。

3節 整備基本計画の実施期間

本史跡の整備は、史跡指定や公有地化の進捗状況、発掘調査の進み具合、土地利用状況の変化、利活用のあり方、財政状況や社会状況の変化などを踏まえつつ、長期にわたって段階的に実施していくことになるが、本整備基本計画は、本計画策定後の概ね2018年度から2025年度までを実施期間とする。ただし、この間においても、事業の進捗状況や各種調査の進展、社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、将来においては、本整備計画の実施状況をはじめ、諸般の状況の変化などをも踏まえ、新たな整備計画の策定が求められる。



整備計画対象地

指定地
指定地以外
周辺地域

国指定文化財
県指定文化財
市指定文化財
その他



① 耕雲寺の羅漢門



② 南本城城跡



③ 旧座光寺麻績学校校舎
④ 麻績の里舞台校



⑤ 石塚1号・2号古墳



⑥ 元善光寺 元善光寺釈迦涅槃象



⑦ 史跡 高岡第1号古墳



⑧ 畦地1号古墳



⑨ 座光寺の石川除



⑩ 麻績神社

⑪ 竹田町の助記念国際系操り人形館

図2 整備基本計画の対象範囲

4 節 計画策定及び事業の推進体制

(1) 飯田市史跡恒川官衙遺跡専門委員会の設置

史跡恒川官衙遺跡の整備基本計画について協議し、また、並行して進める整備のための調査に指導助言を得ることを目的として、平成 28 (2016) 年 6 月 13 日に飯田市文化財保護条例第 6 条に基づく飯田市文化財専門委員会である「史跡恒川官衙遺跡専門委員会」を設置した。この史跡恒川官衙遺跡の整備計画策定には、考古学や建築史、造園学の学識経験者のほか、座光寺地域の住民及び自治組織などとの密接な連携・協力が欠かせないため、座光寺地域自治会から選出された委員にも参画していただいた。

(2) 組織

① 史跡恒川官衙遺跡専門委員会 (五十音順、敬称略)

市 澤 英 利	委員長職務代理 飯田市上郷考古博物館館長
片 桐 善 昭	2000 年浪漫の郷委員会委員 (座光寺地域自治会選出)
北 原 三 三	座光寺地域自治会会長 (平成 28 年度) (座光寺地域自治会選出)
小 島 稔	2000 年浪漫の郷委員会委員、歴史に学び地域をたずねる会代表 (座光寺地域自治会選出)
小 林 正 春	委員長 長野県考古学会会長
佐々木 邦博	国立大学法人 信州大学農学部教授
箱 崎 和 久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部遺構研究室室長
福 田 富 廣	座光寺地域自治会会長 (平成 29 年度) (座光寺地域自治会選出)
山 中 敏 史	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 名誉研究員

② 指導・助言

浅 野 啓 介	文化庁文化財部記念物課史跡部門 文化財調査官 (平成 28 年度)
中 井 將 胤	文化庁文化財部記念物課整備部門 文化財調査官
永 井 ふ み	文化庁文化財部記念物課文化的景観部門 文部科学技官 (平成 29 年度)
上 田 典 男	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 主任指導主事

③ 事務局

代田 昭久	飯田市教育委員会教育長
三浦 伸一	教育次長
松下 徹	文化財担当参事（平成 28 年度）
馬場 保之	文化財担当課長兼文化財活用係長（平成 28 年度） 文化財担当課長（平成 29 年度）
関島 隆夫	生涯学習・スポーツ課課長補佐兼文化財用地担当技幹（平成 29 年度）
伊藤 尚志	〃 文化財活用係長（平成 29 年度）
坂井 勇雄	〃 文化財活用係（平成 28 年度） 文化財活用担当専門主査（平成 29 年度）
櫻井 正富	〃 文化財活用担当専門主査（平成 28 年度） 文化財用地担当専門主査（平成 29 年度）
山岸 正明	〃 文化財用地担当専門主査（平成 28 年度）
澁谷 恵美子	〃 文化財活用係
下平 博行	〃 文化財保護係長

(3) 審議等の経過

回数	開催日	検討・協議事項
第 1 回委員会	平成 28 年 8 月 5 日	委員長及び職務代理選出 今後の進め方、整備基本計画の構成
第 2 回委員会	平成 28 年 11 月 2 日	整備基本計画の構成 整備基本計画における地域区分
第 3 回委員会	平成 29 年 2 月 16 日	整備基本計画における地域区分 地区区分ごとの整備方針
第 4 回委員会	平成 29 年 5 月 24 日	地区区分ごとの整備方針、ガイダンス施設の整備方針 93 次調査の現地指導
第 5 回委員会	平成 29 年 9 月 8 日	地区区分ごとの整備計画 ガイダンス施設の役割、機能
第 6 回委員会	平成 29 年 11 月 8 日	整備基本計画（素案）全体の再点検 今後の課題
第 7 回委員会	平成 30 年 1 月 11 日	整備基本計画（案）全体の点検
第 8 回委員会	平成 30 年 2 月 28 日	整備基本計画（案）の最終確認

(4) 地域・関係団体等への説明等の経過

期日	会場	対象	内容
平成 26 年 5 月 19 日	座光寺公民館	史跡権利者	保存活用計画策定についての説明会
9 月 10 日	座光寺公民館	2000 年浪漫の郷 委員会 ^{※1}	保存活用計画骨子の説明
平成 27 年 2 月 24 日	座光寺公民館	座光寺地域自治 会	保存活用計画策定の経過報告
5 月 18 日	座光寺公民館	座光寺地域自治 会	役員改選に伴い地域自治会へ再度保存活用計画策定 の経過報告
9 月 11 日	座光寺公民館	2000 年浪漫の郷 委員会	保存活用計画の概要説明
11 月 30 日	座光寺公民館	史跡権利者	保存活用計画の概要、整備活用方針（案）の説明
12 月 2 日	座光寺公民館	座光寺地域	保存活用計画の概要、整備活用方針（案）の説明
12 月 22 日 ～ 平成 28 年 1 月 21 日	教育委員会 行政資料コー ナー・各自治 振興センター	市民	『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（原案）に関する パブリックコメント
平成 28 年 1 月 4 日		座光寺地域協議 会	『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（原案）の意見聴 取
1 月 22 日		座光寺地域協議 会	『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』（原案）に対する 回答受領
4 月 9 日	恒川清水生活 改善施設	恒川清水地区	史跡恒川官衙遺跡と保存活用計画についての説明会 （史跡の概要と価値、保存管理の基本方針、整備・ 活用の基本方針、整備方針、管理運営の基本方針を 説明。意見聴取）
4 月 22 日	麻績史料館	歴史に学び地域 をたずねる会 ^{※2}	史跡恒川官衙遺跡と保存活用計画についての学習会 （史跡の概要と価値、保存管理の基本方針、整備・ 活用の基本方針、整備方針、管理運営の基本方針を 説明。意見聴取）
6 月 8 日	座光寺公民館	座光寺地域 計画区域権利者	史跡公園事業説明会 整備の区域、整備手法、スケジュールについて説明。 意見聴取
8 月 5 日	座光寺公民館	恒川史跡公園整 備推進会議	史跡公園整備事業について説明。意見聴取

期日	会場	対象	内容
8月27日	座光寺公民館	計画区域権利者	史跡公園整備事業（公有地化・公園事業）について説明。意見聴取
11月9日	座光寺公民館	2000年浪漫の郷委員会幹事会	ガイダンス施設の整備方針について説明。施設の機能について地域の要望をいただくよう依頼。
平成29年 2月12日	恒川清水生活改善施設	恒川清水地区	史跡公園事業説明会（整備の区域、整備手法、スケジュール、恒川清水の保存目的調査について説明。意見聴取）
2月16日		座光寺地域自治会（2000年浪漫の郷委員会）	ガイダンス施設の機能についての要望書の受理
3月14日	座光寺公民館	2000年浪漫の郷委員会	史跡公園事業説明会（整備の区域、整備手法、スケジュール、保存目的調査について説明。意見聴取）
3月20日	麻績の館	座光寺地域	高岡第1号古墳史跡指定記念講演会
6月27日	座光寺公民館	2000年浪漫の郷委員会	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画の検討状況について説明。意見聴取
7月26日	座光寺公民館	座光寺地域振興会議	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画の検討状況について説明。意見聴取
12月14日	座光寺公民館	座光寺地域振興会議	『史跡恒川官衙遺跡整備基本計画』（素案）について説明。意見聴取
12月16日	座光寺公民館	座光寺地域	『史跡恒川官衙遺跡整備基本計画』（素案）について説明。意見聴取
平成30年 1月22日 ～ 2月22日	教育委員会 行政資料コーナー・各自治 振興センター	市民	『史跡恒川官衙遺跡整備基本計画』（案）に関するパブリックコメント

（5）事業の推進体制

史跡恒川官衙遺跡の史跡整備事業については、平成29（2017）年度からの飯田市の総合計画「いいだ未来デザイン2028」（計画期間：2017～2028年度）において、基本目標の中の「自然と歴史を守りいかし伝え、新たな文化をつくりだす」の具体的な取り組みの一つとして位置づけ、「伊那谷の自然と文化の持つ価値を象徴する」国指定の史跡として保存・整備・活用を確実に進めることとしている。

史跡整備事業は、本章4節（1）で述べた史跡恒川官衙遺跡専門委員会に意見などをいただきながら飯田市教育委員会が主体となって進める。その際には、必要に応じ市役所内の各部課等との連携や施策との整合性を図ることとする。

さらに、史跡所在地の座光寺地域のまちづくりの取り組みなどとの連携を図る。座光寺地域では、

「第2次座光寺地域基本構想・基本計画」（以下「地域基本計画」と呼ぶ）において「自然と歴史・文化を活かし育むまちづくり」をまちづくりの基本方針の一つに掲げ、地域内に伝わる史跡・文化財を中心とするエリアを「2000年浪漫の郷」と称し、豊かな歴史・文化・自然資産を繋いだ地域づくりやそれらの観光資源としての活用を目指している。そして、地域自治会組織に「2000年浪漫の郷委員会」を設置し、歴史・文化資源をはじめ産業的資源・自然環境資源・人材資源など多様な地域資源を活用し、日本のふるさとを求めて訪れる人々を積極的に受け入れた新たな地域活力の創出を目指した取り組みを推進している。これら地域の活動との連携・調整も図る。

また、市民にも当該事業を周知し意見の反映を図るほか、伊那谷研究団体協議会と意見交換を行うなど地域の研究団体との連携も図る。

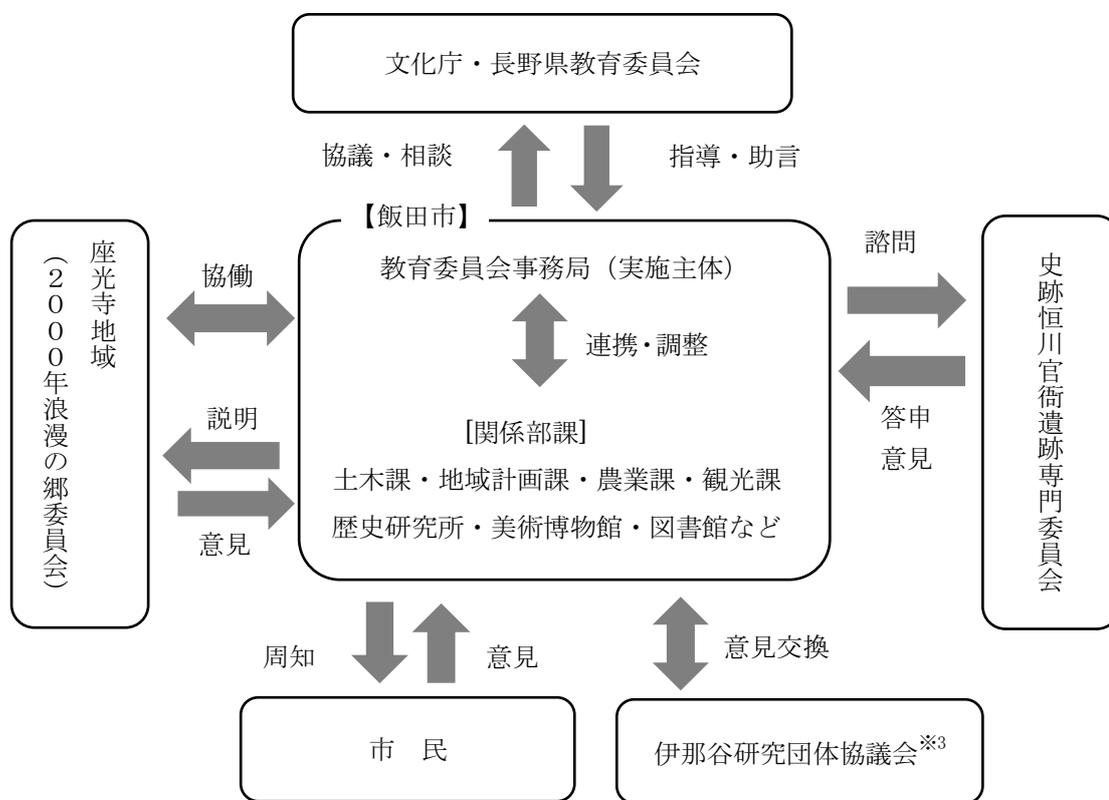


図3 事業推進体制のイメージ

※1 2000年浪漫の郷委員会：史跡恒川官衙遺跡をはじめ座光寺地域内の歴史文化や景観などを活かしたまちづくりを推進するために、座光寺地域自治会に設けられた委員会。

※2 歴史に学び地域をたずねる会：地域住民の地域への誇りと愛着を深め、地域の文化度の高揚に資するために、地域学を興すとともに、地域資料を総合的に収集・保全・活用する活動を行っている地域住民の組織。

※3 伊那谷研究団体協議会：伊那谷の自然や文化などの調査研究を行う各団体による、各団体の活性化と団体間交流の活発化によって伊那谷の地域学術文化の向上に寄与することを目的とした団体。

第Ⅱ章 史跡恒川官衙遺跡の価値

本章において、保存活用計画に示した史跡恒川官衙遺跡の主要な価値及び副次的な価値について、改めて確認する。

1 節 史跡恒川官衙遺跡の主要な価値

(1) 遺構・遺物の価値

○史跡恒川官衙遺跡からは、正倉院の建物や外周区画溝、厨家または館と推定される建物など、伊那郡衙を構成する遺構が発見されている。このことから、郡衙の構造や地方支配の実態を具体的に知ることができる。

○史跡恒川官衙遺跡では、郡衙創設時に集落を移転させたり、後の正倉群に先行する端緒的な倉庫群を設けたりしていることが分かっている。このことから、古墳時代の社会状況から古代国家成立への展開などを探る手掛かりとなる郡衙の成立過程の様相を推測することができる。

○恒川清水では、古墳時代から祭祀が行われていたが、奈良時代には律令祭祀の空間へと変容したことが分かっている。このことから、郡衙における祭祀空間の様相と変遷を明らかにできる。

○史跡恒川官衙遺跡及びその近接地では、広範囲で多数の陶硯が出土している。このことから、伊那郡衙が担った行政実務の多さを窺うことができる。



正倉建物跡 (32次調査区 ST05)



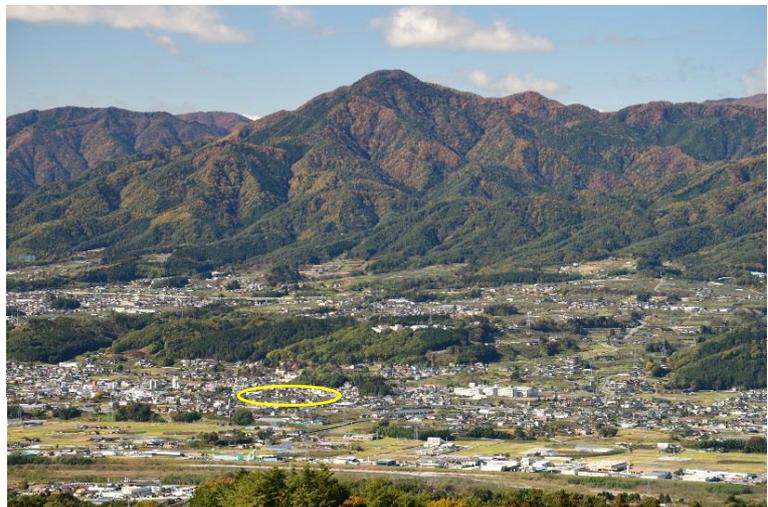
恒川清水周辺出土の木製祭祀具



史跡恒川官衙遺跡や近接地出土の陶硯

(2) 史跡の立地から窺える価値

- 史跡恒川官衙遺跡は信濃国の南端にあり、東国への玄関口に位置する。その立地特性から、馬匹管理や畿内・東国諸国間の物流拠点としての役割をも果たしていたと推定でき、東国への出入口に位置するという立地特性を持った郡衙である。
- 伊那郡は、美濃国から東山道最大の難所であった「神坂峠」を越えて信濃国に入り、最初に通過する郡である。このため、伊那郡衙は、峠を往来する公的旅行者への給食活動、伝馬や伝路（郡衙経由の官道）の管理などの業務が他郡に比して大きな比重を占めていたものと考えられ、官道と郡衙の関係を明らかにするうえで重要な手掛かりを与える遺跡である。
- 史跡恒川官衙遺跡は、正倉の造営にあたり自然流路を埋め立てるなど郡衙造営の実態を窺うことができ、段丘地形を利用した郡衙の立地を知ることができる。



史跡恒川官衙遺跡遠景と段丘地形
(黄色囲み付近が史跡恒川官衙遺跡)

2節 史跡恒川官衙遺跡の副次的な価値

- 史跡恒川官衙遺跡には、弥生時代から古墳時代にかけての集落や、中世の集落などの遺構も分布しており、郡衙造営以前の土地利用の状況、古墳時代から古代律令国家成立に至る過程、さらには郡衙が廃絶した後の歴史的变化をたどることが可能である。
- 恒川遺跡群では、正徳 5 (1715) 年の「未満水」と呼ばれる大水害の土砂が江戸時代の畑を覆っている。この堆積層の分布状況などにより、被災の状況やその後の復旧について明らかにすることが可能である。



未満水の堆積層下で見つかった江戸時代の畑跡
(縞状の暗褐色の部分が畝の痕跡)

第Ⅲ章 史跡整備の基本方針と構想

本章では、保存活用計画で示されている史跡整備の基本方針と構想を整理して掲載する。

1 節 史跡整備の基本方針

- 史跡恒川官衙遺跡の確実な保存継承のため、遺構を適切に保存管理するとともに、公有地化と整備を段階的に進める。
- 史跡の存在と価値を多様な方法を用いて広く周知できるよう整備を進める。
- 史跡の価値や特質、地域の成り立ちを学習し、地域の魅力を認識することができる整備を進める。
- 史跡を通じて古代伊那谷が有する価値と独自性を明示し、ふるさと意識の醸成を図るとともに、人づくり・まちづくりに資する整備を進める。
- 史跡飯田古墳群をはじめとする各時代の歴史・文化資産と結び付けることにより、地域から日本史を俯瞰する場として整備を進める。
- 座光寺地域で推進する「2000年浪漫の郷」づくりとの整合性を図りつつ、史跡周辺の歴史・文化資産との一体的な整備を進める。
- 地域住民や市民などの憩い・交流の場としての整備を進める。



歴史・文化資産をとおり地域を学ぶ取り組み
(座光寺ふるさと再発見講座の様子)

2 節 史跡整備の構想

(1) 基本理念

- 地域住民や地域外から訪れる人々にとって、憩いの場（心おちつく場）、学習の場（智たかめる場）、交流の場（人かよいあう場）となるような史跡公園として整備する。
- 恒川清水は水を湛えるように整備し、人が集う場（心うるおう場）を再現する。
- 新たな文化交流を生み出し、未来へと繋げていけるような、歴史・文化を活かした地域づくりの拠点としていく。

(2) 整備の全体的な進め方

- 指定地内の遺構の分布状況を踏まえ、公有地化を進める。未指定地については、追加指定を進め、公有地化を図る。
- 公有地化の進み具合に応じて、整備に必要な情報を得るための計画的な発掘調査を実施し、その調査結果に基づく研究・評価を行う。
- 調査研究の進捗状況や整備計画内容や整備スケジュールを勘案しながら、調査研究成果に基づいて段階的に整備を進める。
- ガイダンス施設などの整備を行い、調査研究で明らかになった郡衙の概要や価値を多様な方法を用いてわかりやすく伝える。
- 座光寺地域土地利用計画や地域基本計画との整合性を図り、良好な景観の保全・育成にも資する整備を行うとともに、生活道路・通学路など住民生活に必要な施設との共存・調整・融和を図る。
- 今後の追加指定や調査成果、社会情勢の変化に柔軟に対応して整備・活用を進める。



発掘作業の様子



史跡恒川官衙遺跡出土品の説明会（座光寺地域での学習会の様子）

第Ⅳ章 公有地化と発掘調査

本章では、史跡整備を進める上で必要な指定地などの公有地化や、整備事業のための情報収集を目的とした発掘調査の方向性及び計画を示す。

1 節 公有地化の進め方

史跡恒川官衙遺跡の指定地について、これまで第Ⅰ章 2 節で示した地区区分 A 1 地区及び A 4 地区の公有地化を優先的に進めてきた。平成 30 (2018) 年 3 月末時点で、指定地の総面積 40,214.75 m²に対し、A 2 地区の一部を含め 12,466.51 m²、指定地の 31.00%を公有地化している。史跡恒川官衙遺跡の史跡整備事業では、さらに段階的に公有地化を図りながら史跡整備を進める。

整備計画対象地のうち、正倉院域の A 1 地区や恒川清水の A 4 地区については、保存活用計画に示したように、早い段階から整備事業に取り組む地区として位置づけ、平成 28 (2016) 年度から 30 (2018) 年度を目標とした早期の公有地化を進める。

A 2・A 3 地区については、基本的に土地利用や建造物などの立地状況の変化、整備スケジュール、財政状況などを勘案しながら、中・長期的に進めていくものとする。

また、B 地区において郡衙域に含まれることが確実な場所については、条件が整った場所から追加指定を行い、指定後に順次公有地化を目指す。また、今後の発掘調査などの成果により、指定地と同等の価値を有することが判明した場所についても追加指定に向けた条件整備を進め、必要に応じて公有地化を目指す。

なお、ガイダンス施設の設置を計画している A 1 地区南東側の土地についても、地権者の協力を得て公有地化を目指す。

2 節 発掘調査の方針と計画

(1) 発掘調査の方針

本整備基本計画では、公有地化した地区における基盤整備・環境整備、正倉院の遺構表示などの整備を図るが、その整備事業を進める上で必要な遺構などの情報は十分得られているとは言い難い。そこで、公有地化した地区については、用地の取得状況、整備スケジュールなども勘案しながら、史跡の保存・整備・活用に必要な情報を収集するための発掘調査を計画的に実施する。この発掘調査は、必要最小限かつ適切な範囲を対象として、遺構確認を主とした適切な方法によるものとし、学識経験者などの指導を適宜仰ぎながら実施する。そして、その調査や検討作業の成果を、調査報告書にまとめる。また、その発掘調査自体を適宜公開し、情報発信の場としても活用することを図る。

なお、史跡恒川官衙遺跡内では、正徳 5 (1715) 年の「未満水」の堆積層や、その直下の江戸時代の耕作面が確認されている。これらは、史跡の副次的な価値を構成する要素であるため、発掘調査にあたっては、その深度や範囲、未満水堆積層の層厚などを確認し、近世の地表面の把握ができるなどの適切な記録を作成したうえで下層の郡衙遺構の確認調査を進めることとする。

(2) 発掘調査の計画 (図4)

① A1地区

A1地区では、後述するように遺構表示などの整備事業を進めるため、正倉院の規模・構造や変遷を明らかにするための計画的な発掘調査を優先的に実施する。

これまでの調査によって、I・II期の正倉遺構とIII・IV期の正倉遺構は、一部が重複していることを確認している(21～24頁参照)。このため、まず年代の新しいIII・IV期の礎石建ち正倉の確認調査を進め、そのうえで、これまでの調査の成果や確認された遺構の状況などに応じてIII・IV期に先行するI・II期の遺構の確認を行う。

III期の礎石建ち正倉遺構の調査にあたっては、34次調査で建物の一部が確認されたST15の全体像を確認する。加えて、このST15と礎石建ち正倉ST13との配置関係を確認するとともに、このST15の北西や南東側に展開すると想定される当該期の正倉列の確認調査も行う。

正倉院南辺では、正倉院外周区画溝を検出し、その構造や改修時期などの変遷を明らかにする。併せて、正倉院の出入口や関連施設などの有無も確認する。また、瓦が出土した33次1区の正倉院南辺外周区画溝付近を中心に調査し、瓦葺き正倉の有無・規模・構造などを明らかにする。

出土遺物については、これまでの調査状況からみて炭化穀類が良好な状態で出土することが想定される。その形状や分布状況及び出土層位・位置を把握することにより、火災に遭った正倉の位置やその正倉収納物の特定を図るとともに、C14年代測定により火災年代の把握にも努める。また、炭化材についても、C14年代測定及び樹種同定を行い、建物の造営時期の把握と建物復元に関する情報取得に努める。

② A2・A3地区

この地区は、大部分が宅地として利用されていることからこれまで調査事例が少なく、遺構の分布状況の把握は十分とは言い難い。従って、郡衙北限溝と推定される区画溝を整備するための詳細情報を得る目的の補足調査や、区画溝に囲まれた敷地内における郡衙関連遺構の有無・規模などを確認する調査を行う。

③ A4地区

A4地区の恒川清水については、保存活用計画において、住民に親しまれている水を湛える景観の復元整備を図る方向性が示されている。そこで、恒川清水の状況を把握するための調査を優先的に実施する。従って、この調査は最小限度の発掘調査及び湧水点を確認するボーリング調査などに留める。

また、恒川清水の近接地では、恒川清水における古代祭祀や当時の周囲の環境に関する情報を得るための調査を行う。

④ 指定地外の地区

指定地近接地においては、郡庁をはじめ、郡衙関連遺構の有無などを確認するための確認調査を実施する。

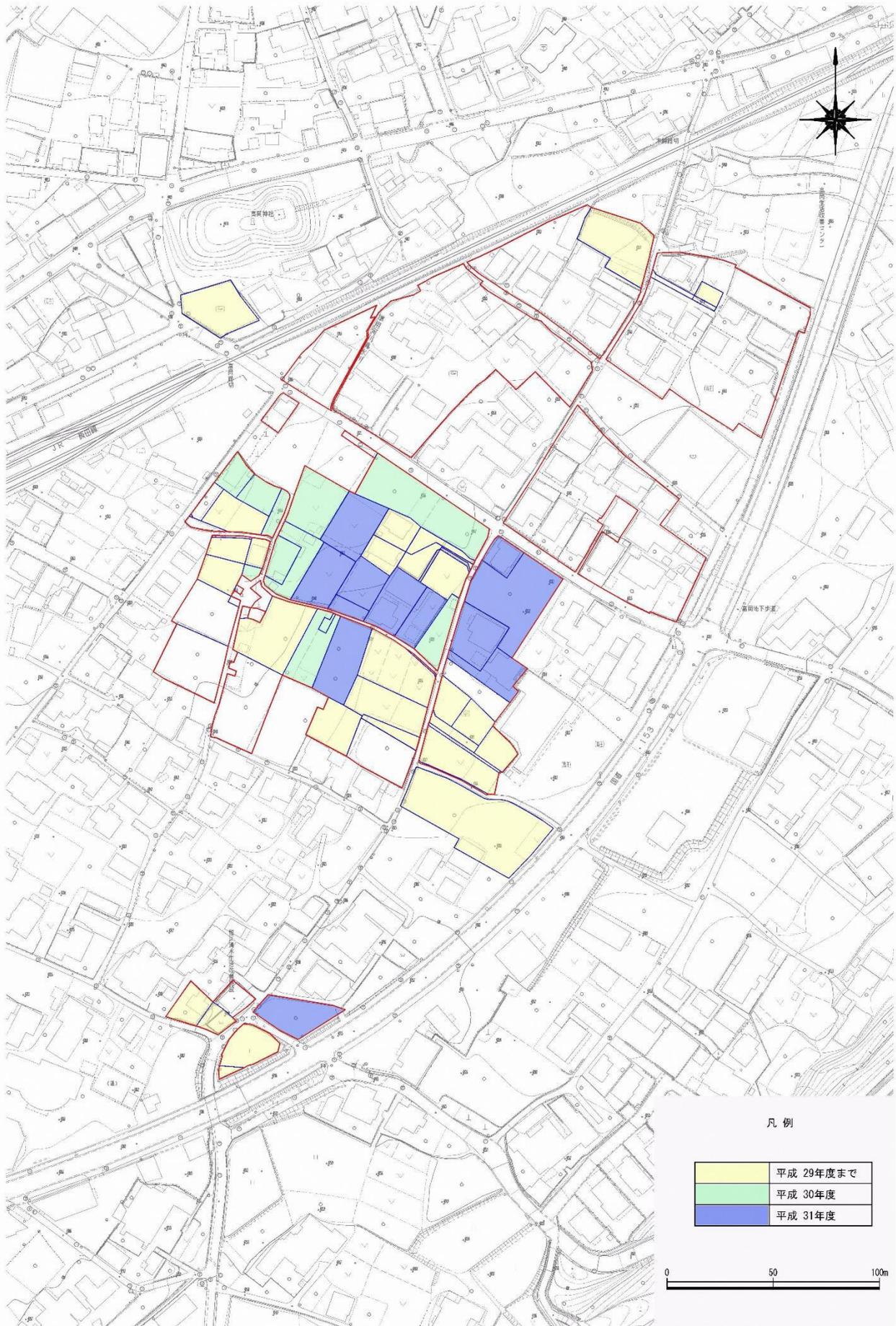


図4 発掘調査の年次計画

第V章 史跡整備をめぐる現状と課題

1節 指定地の土地利用の現況と課題

史跡恒川官衙遺跡の指定地は、平成30（2018）年3月末時点で、民有地が69%、公有地が31%である。

土地利用については、面積比で、宅地が41%、果樹畑24%、畑地15%、墓地0.5%、雑種地・その他19.5%となっているが、その様相は、史跡高岡第1号古墳から国道153号へ通じる市道2-63号（高岡河原線）を境界として北東部と南西部で大きく異なる（図5）。

（1）指定地北東部

北東部は、地区区分のA2・A3地区にあたる。地区内のほとんどが住宅地として利用されており、畑地・果樹畑や空き地が僅かに点在している。

このA2・A3地区については、保存活用計画で、当面の間は現状の土地利用のままとし、段階的に公有地化及び整備を進めるとしている。



指定地北東部の現況

（2）指定地南西部

南西部は、地区区分のA1地区にあたる。柿・梨を中心とした果樹畑や畑地などの農地が大部分を占め、その中に住宅が点在する。北西寄りの場所には、薬師堂があり、その一画は墓地として利用されている。

このA1地区については、保存活用計画で、整備を優先的に進めるとしており、公有地化及び遺構の把握など史跡整備事業に向け環境を整えていく必要がある。なお、上記の薬師堂及び墓地は史跡整備後も当面は現地に残ることから、墓参者などへの配慮や墓域を目立たなくするよう修景を行う必要がある。



指定地南西部の現況



薬師堂と墓地

(3) 恒川清水

A1地区から南方に離れた位置にあるA4地区にあたる恒川清水の現状は、石垣によって囲まれた清水があり、その中には「水神」の碑がある。また、西辺の石垣上には十王堂や秋葉大権現・金比羅大権現などの碑が建てられている。このように、恒川清水は座光寺地域のシンボリックな場所として地域住民によって保存継承されてきている。

しかし、恒川清水は、かつては豊富な湧水を湛えていたが、現在は水位の低下や土砂などの堆積によって、水が乾いた時には雑草が、水を湛えた時には藻が繁茂するなど、往時の景観が損なわれている。そこで、保存活用計画では、水を湛えた景観の復元整備に優先的に取り組むとしている。そのためには、まず湧水の状況などに係る情報収集が必要である。



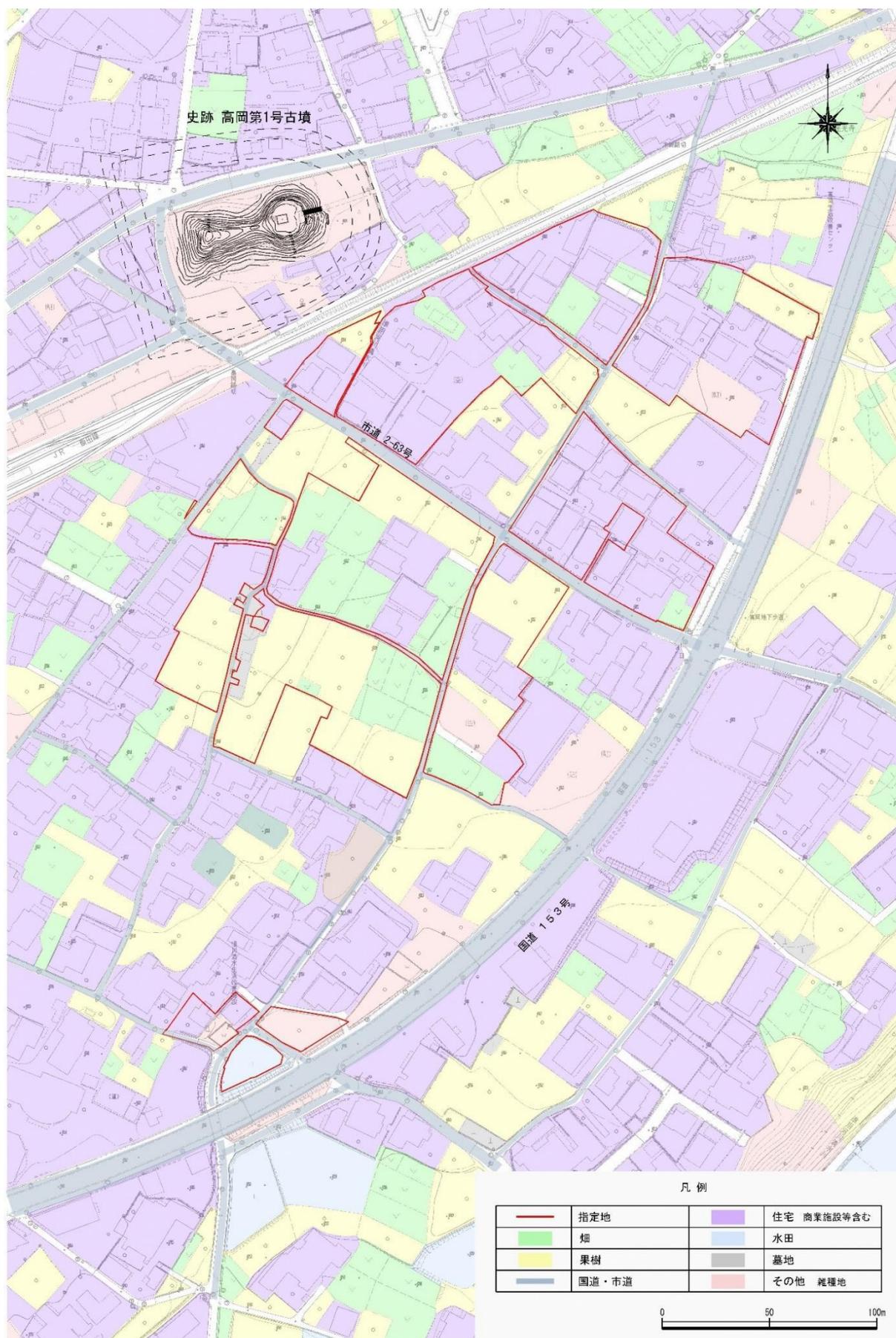
恒川清水の現況（水が乾いた時）



昭和50年頃の恒川清水
(写真提供 今村 進氏)

(4) 指定地間の市道・河川等

史跡恒川官衙遺跡の指定地内や隣接地には、市道や河川・水路が多数存在しており、これらによって指定地が幾つかの小地区に分断される形になっている。それらの市道や河川・水路には地域住民の生活道路や農業用水路として利用されているものがあり、史跡の整備活用とこれら既存の交通・生活インフラ施設との関係をどのように調整していくかも大きな課題である。



(平成26(2015)年7月末現在)

図5 指定地及び周辺の土地利用状況

2 節 周辺地域の現状と課題

指定地を除く恒川遺跡群の範囲内（地区区分のB地区）には、宅地と農地がおおよそ半々の割合で分布している。

指定地の北西側には JR 飯田線及び県道上飯田線、市道座光寺 13 号線などがあり、商店街や住宅地となっている。指定地の東側には国道 153 号が通り、沿線は商用地、さらにその縁辺部は住宅地又は柿を中心とした果樹畑となっている。また、恒川清水の南側は水田として利用されている。このように、指定地を含めた一帯は、様々な用途の土地が混在しており、指定地に接して住宅や電柱・電線などが存在していることから、史跡整備にあたっては周辺景観と調和した修景などを考慮する必要がある。



指定地東側の国道 153 号と商用地

なお、指定地の近接地で、郡衙遺構が存在しないことが明らかで且つ車でアクセスの容易な地区がガイダンス施設の整備候補地にふさわしい。また、恒川遺跡群のすぐ北側には史跡高岡第 1 号古墳があり、その南西隅地区の広場には、座光寺地域によってベンチや恒川遺跡群及び周辺の古墳群に関する案内板が設置されている。この広場は、史跡恒川官衙遺跡や史跡高岡第 1 号古墳の見学に関わって様々な活用されており、地域では「史跡ひろば」の名称で親しまれている。この広場も、史跡恒川官衙遺跡との一体的な整備・活用が求められる。

さらに、恒川遺跡群を取り巻く周縁部では、北西側の段丘上段部から南東方向へ傾斜する斜面には果樹園が、南東側の段丘崖下から天竜川に向かっての低地には水田や養魚池が分布している。これらは、当地域における農村景観などの特徴をよく示すとともに、緑や水など地域住民の日常的な暮らしにおける良好な環境を構成する要素となっている。史跡整備にあたっては、これら周辺地域の景観や環境への配慮も必要である。

なお、恒川遺跡群の西南に隣接する上郷地域では、2027 年開通予定のリニア中央新幹線の本線や長野県駅の建設が計画され、座光寺地域にも本線や保守基地の建設が予定されている。今後、関連する公共事業の実施や民間開発の増加が見込まれ、史跡の周辺景観や保存管理に直接的・間接的に影響が及ぶことも予想される。そのため、史跡恒川官衙遺跡の整備・活用を通じて、地域の良好な景観の保全という意識を醸成していくことも重要である。



恒川遺跡群周辺の農村景観

3節 これまでの発掘調査の状況と課題

恒川遺跡群内においては、指定地以外の場所も含め、これまで（平成29（2017）年12月末まで）に95次の調査を実施している（図6）。

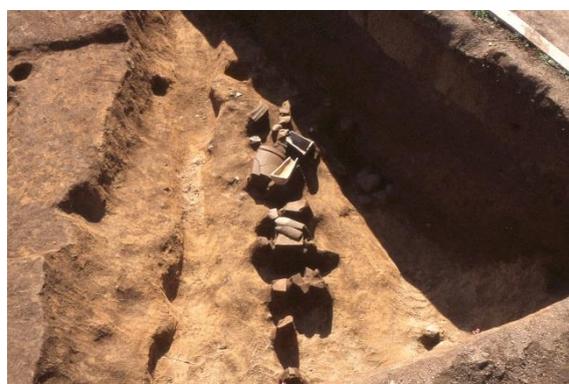
その結果、A1地区やA2地区では、I期からIV期の変遷をたどる正倉院の状況がある程度判明している（図7-1、図7-2）。

I期は、本格的な正倉院の成立以前で、小規模な掘立柱建物のみで構成されていたと考えられる。

II期からは正倉の計画的な造営が認められる。外周区画溝が北側にある史跡高岡第1号古墳を避けて台形状に設けられ、正倉院南辺外周区画溝に寄った場所には、桁行4間、梁行3間の総柱掘立柱建物がほぼ等間隔で直線的に配置される。

III期は、掘立柱建物と同じ場所に礎石建物が建てられたと見られるが、礎石が抜き取られていることもあり明確ではない。なお、33次調査では正倉院南辺外周区画溝から瓦が出土していることから、付近に瓦葺きの正倉が存在した可能性もある。

IV期は、II・III期の正倉群の北東側にあたる位置に正倉が設置されたとみられるが、規則的な建物配置は認められない。また、現状では区画溝が認められないため、明確な正倉院域が形成されていなかった可能性もある。



正倉院南辺外周区画溝と瓦の出土状況

このように、正倉院の大まかな変遷についてはある程度明らかになったが、各時期の正倉配置、正倉の建物規模・構造・収納物などについては未解明な点が多い。また、III・IV期の礎石建物はI・II期の掘立柱建物と重複して検出されている箇所があり、正倉院の遺構表示などの整備に際して、どの時期の遺構を選択するか、あるいは遺構の重複をどう識別して表示するか、なども検討課題として残る。

なお、A2地区北部では廃棄された多量の土器類とともに掘立柱建物群が検出されており、これらが館か厨家にあたる可能性が考えられている。また、南方のA4地区では恒川清水隣接地の調査で掘立柱建物などの遺構や流路が検出されている。この流路からは人形・馬形・斎串など奈良時代の祭祀遺物が出土しており、この地区は律令的な祭祀が行われた場であったと考えられている。その他、指定地以外の調査では、B地区内で曹司と推定される建物遺構なども部分的に検出されている。

上記のように、伊那郡衙の様相については断片的な情報は把握できているが、郡衙の主要施設である郡庁の所在地などは未確認であり、指定地内においても調査箇所はまだ一部に限られていて、史跡整備を進める上でさらに解明すべき点が多く、今後の継続的調査が必要である。

このほか、これまでの発掘調査の結果、史跡恒川官衙遺跡内では、表土の下層に正徳5（1715）年の「未満水」の堆積層があり、その直下に江戸時代の耕作面が存在することが判明している。郡衙遺構の検出作業にあたっては、これらの上層遺構の扱いにも留意する必要がある。

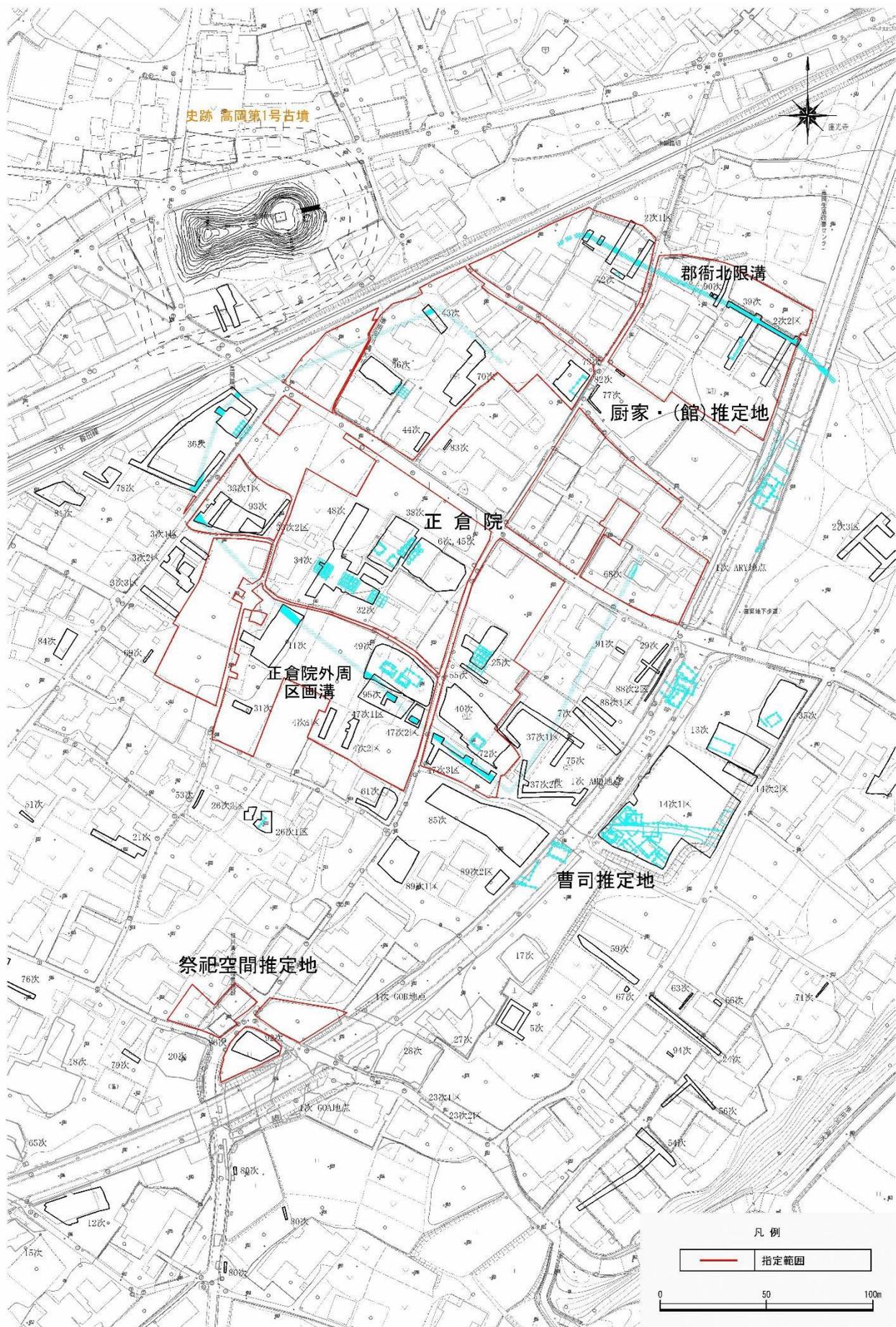
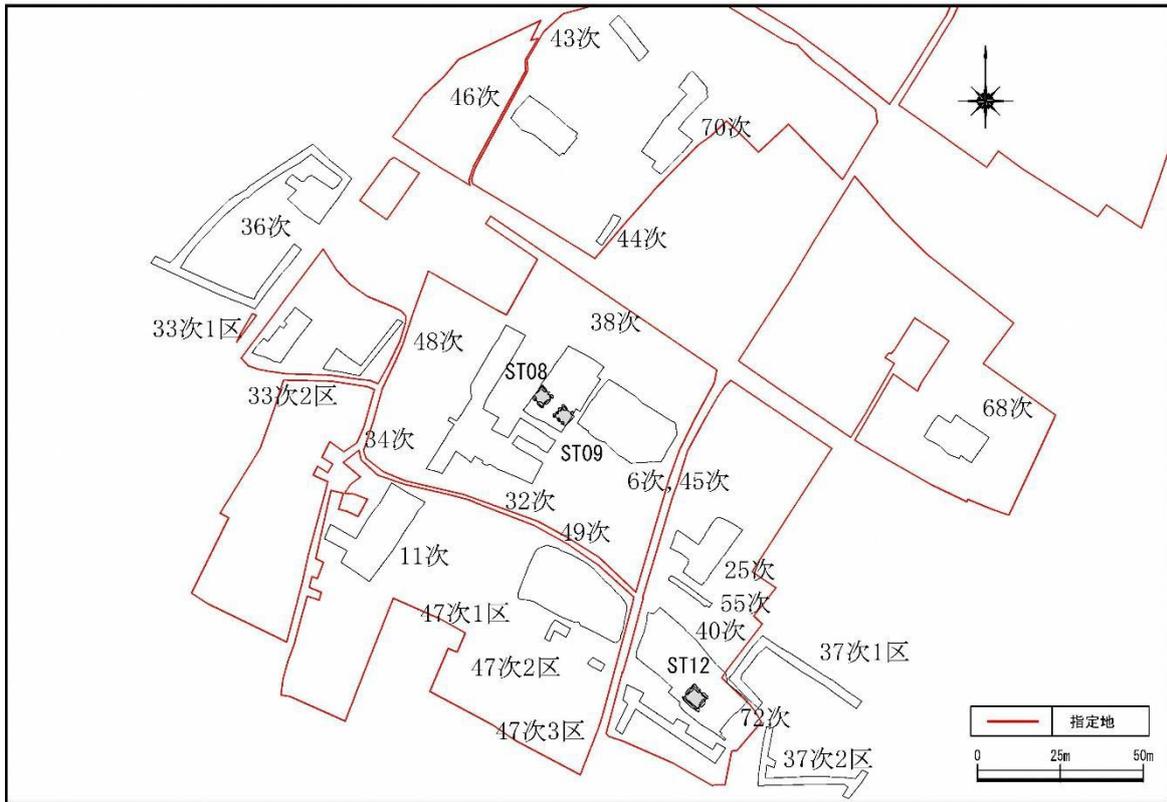
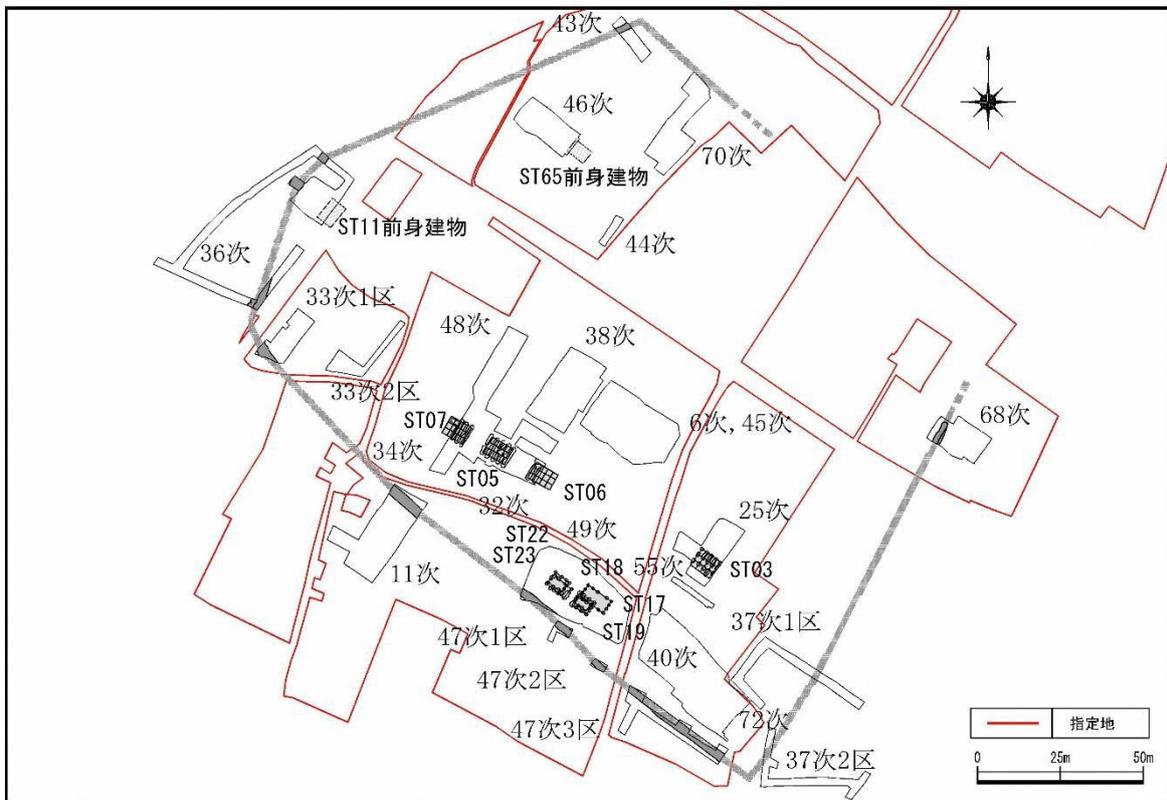


図6 過去の発掘調査実施箇所

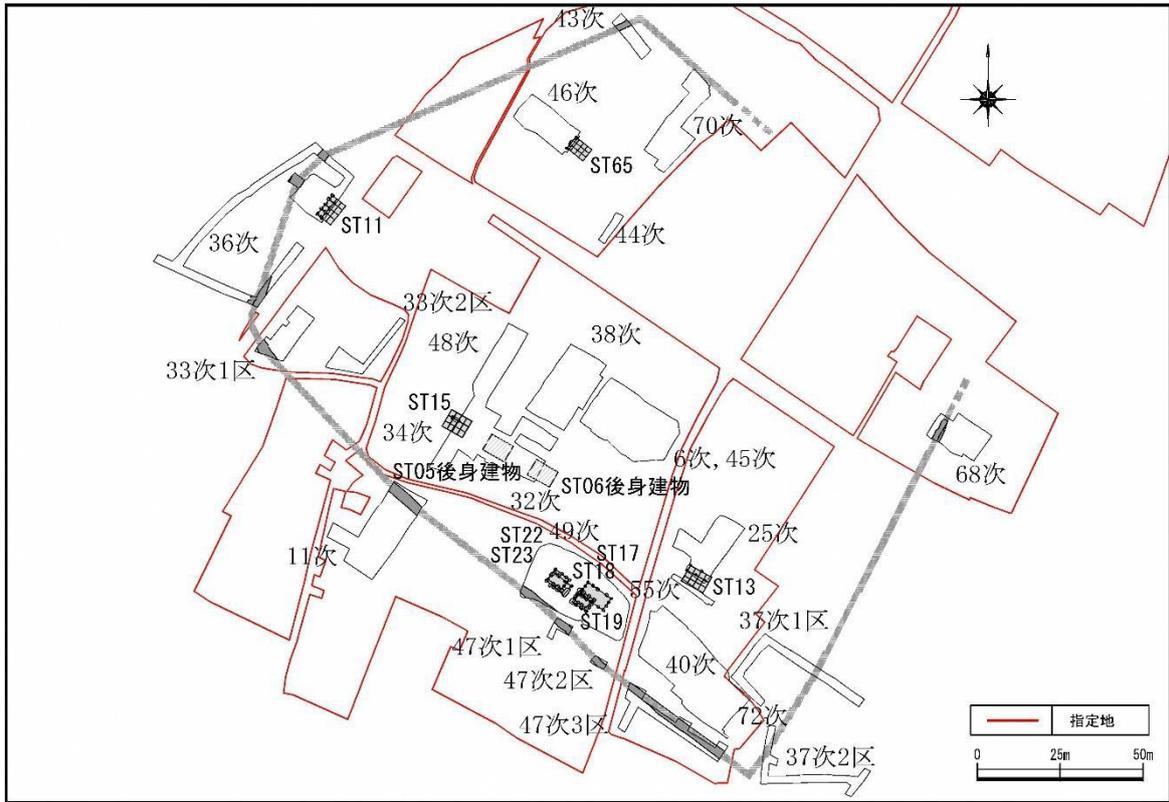


I 期（7世紀後半）

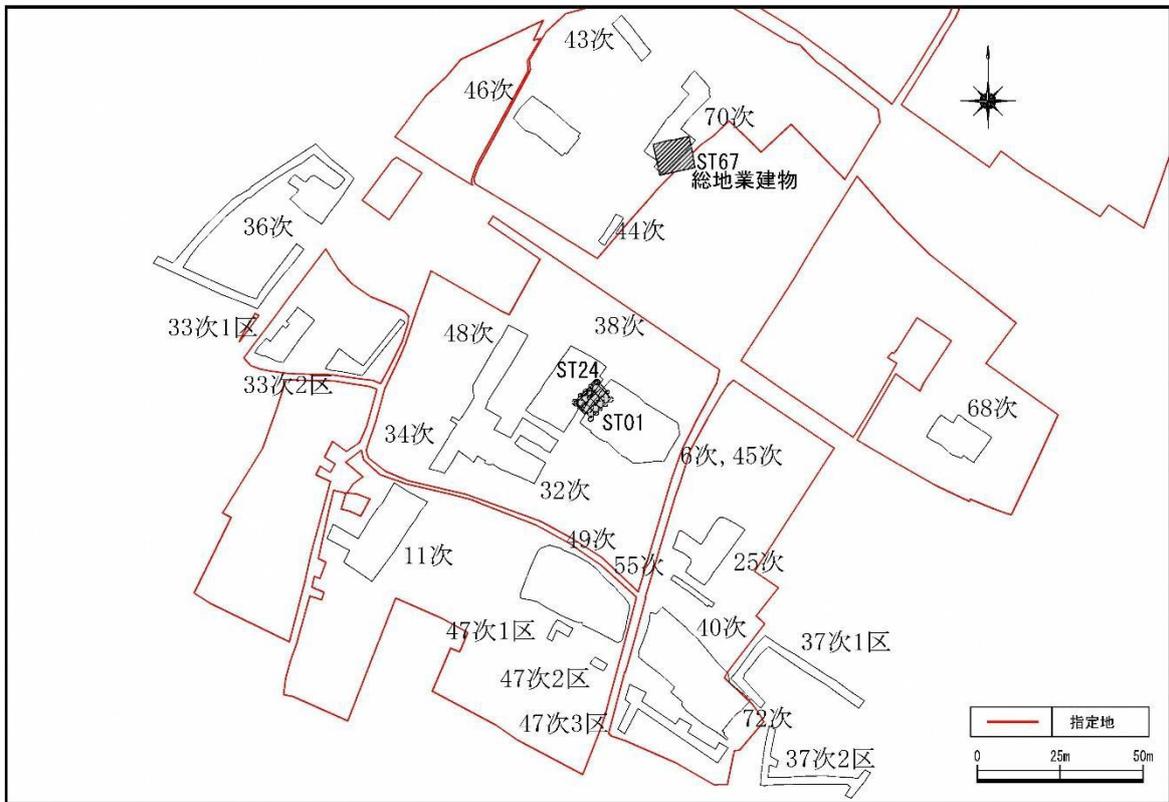


II 期（8世紀前半）

図7-1 正倉院遺構変遷図



Ⅲ期（8世紀後半～9世紀代）



Ⅳ期（9世紀末～10世紀）

図7-2 正倉院遺構変遷図

4 節 史跡恒川官衙遺跡の利活用の現状と課題

史跡恒川官衙遺跡に関わる利活用として、飯田市教育委員会では、これまでに飯田市美術博物館で企画展を開催し、飯田市上郷考古博物館で遺物を展示してきた。また、史跡恒川官衙遺跡のパンフレットの作成・配布、伊那郡衙関連の講座の開催、飯田市のホームページでの情報発信なども行い、史跡恒川官衙遺跡の特徴や重要性などについて広く周知を図ってきた。さらに、恒川遺跡群内で発掘調査を実施した際は、現地見学会を開催し調査の成果を公表するとともに、発掘調査自体を適宜公開するなどの情報発信を行っている。しかし、学校教育での史跡活用は十分ではない。

一方、座光寺地域では、史跡指定前から周辺に案内板などを設置して見学者の誘導を図ったり、小学校のクラブ活動などで恒川遺跡群について学ぶ際に支援の活動をしたりしている。また、史跡に指定されてからは、地域主体で、学習会の開催や地域住民向けに伊那郡衙を紹介する刊行物の作成・配布などに積極的に取り組んできている。さらには、史跡見学者をガイドし、史跡恒川官衙遺跡の価値や魅力を紹介するなど、地域基本計画に掲げる「2000年浪漫の郷」の取り組みとして、周辺の歴史・文化資産や自然をも含めた史跡恒川官衙遺跡の活用を進めている。

このような教育委員会や座光寺地域による従来からの史跡活用の取り組みをさらに展開する必要がある。しかし、史跡現地には地下の遺構の様子を窺えるような遺構表示などがまだ整備されておらず、史跡の説明板などの設置も十分でないことから、来訪者にどのようにして伊那郡衙を体感し、理解を深めてもらうか、ということが課題となっている。また、史跡内を周遊する動線の整備や来訪者の利用に供する便益施設などの設置も求められる。



発掘調査の現地見学会



地域で設置した案内板

5 節 アクセスの現況と課題

現在、自動車を利用した史跡恒川官衙遺跡への主なアクセスは、中京方面からは中央自動車道飯田インターチェンジを利用し国道153号を經由するルート、関東方面からは同松川インターチェンジを利用し国道153号もしくは伊那南部広域農道（南信州フルーツライン）から市道を經由するルートが考えられる。一方、公共交通機関を利用して来訪する場合は、JR飯田線の利用者は元善光寺駅で下車し、路線バスの利用者は元善光寺駅前バス停もしくは高岡バス停で下車し、いずれからも徒歩5分程度で史跡に至る、というアクセスが考えられる（図8）。

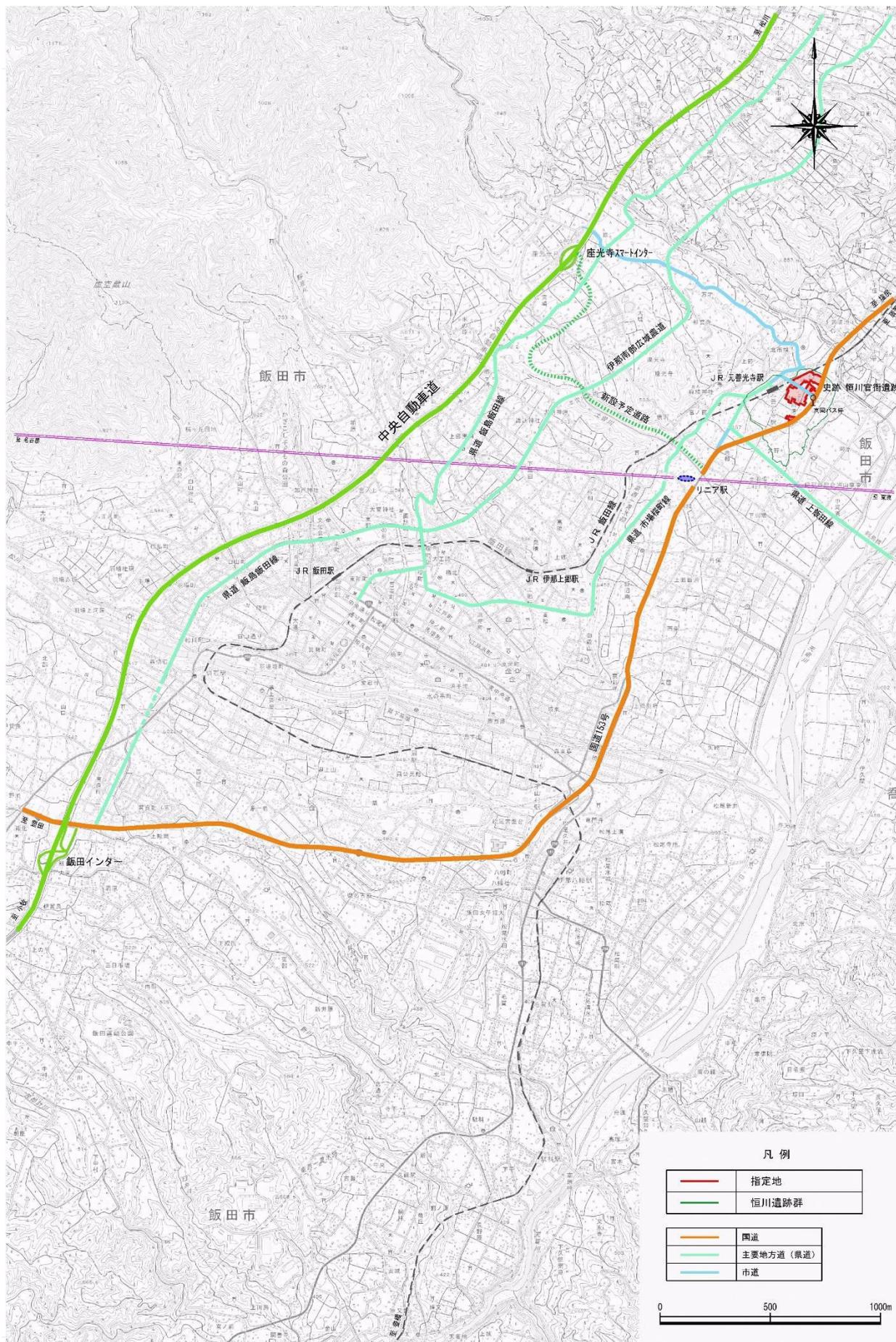


図8 史跡恒川官衙遺跡への主要アクセスルート

また、2027年に開通予定のリニア中央新幹線では、史跡恒川官衙遺跡の南西約1.5kmの上郷地域に駅が設置される。そして、その駅へのアクセス道路や中央自動車道座光寺スマートインターチェンジなどを軸とした、県・市による道路ネットワーク整備事業が計画されており、史跡恒川官衙遺跡への新たなアクセスルートも生まれると考えられる。

こうした来訪者の史跡へのアクセスルートや地域住民の生活道路としての利用状況なども考慮をして、来訪者が、安全に利用しやすい史跡恒川官衙遺跡へのアクセスルートや周辺の歴史・文化資産をつなぐ周遊ルートを示し、その適所に案内標識・道標などを設置する必要がある。

6節 リニア関連事業との調整

前節で述べたとおり、上郷地域や座光寺地域にリニア中央新幹線整備やリニア駅設置に関わる整備事業が計画されており、現在それに伴う道路整備・改良事業が両地域において進んでいる。そして、今後、史跡恒川官衙遺跡の近接地でもリニア中央新幹線の駅整備を見込んだ公共事業や民間開発などの事業が展開されることが予想される。

また、リニア駅が設置される上郷地域とともに座光寺地域においても都市計画の見直しが計画されている中で、史跡恒川官衙遺跡についても、周辺の歴史・文化資産と一体となった保存・活用を図る史跡公園としての整備を検討する必要がある。

さらに、現在リニア関連事業の推進に関わり、飯田市では建設部・リニア推進部・土地開発公社・農業関係課などと教育委員会とからなる調整会議を設置し、関係部署間の連絡・調整を密に行っているが、引き続き、史跡恒川官衙遺跡整備や史跡の周辺環境に及ぼすリニア関連事業の影響などに留意し、関係部課と連絡・調整を図っていく必要がある。

7節 史跡整備に関する地域住民や地域からの意見・要望

(1) 史跡公園整備についての地域住民等からの意見・要望

史跡恒川官衙遺跡の指定以後、教育委員会では座光寺地域自治会や地域住民、関係団体などに史跡公園の整備について説明を行ってきた。そのなかで、主に次のような趣旨の意見が出されている。

- 地下の遺構の様相が分かるように整備をしてほしい。
- ガイダンス施設には、恒川遺跡群からの出土遺物を展示してほしい。
- 地域住民が一体となって取り組んでいくという意識が持てるよう進めていってほしい。
- 来訪者が史跡へのアクセスや史跡内周遊をし易くなるようにしてほしい。
- 史跡周辺の市道は住民の生活道路であることを考慮して、来訪者の動線整備を検討してほしい。
- 史跡内における来訪者や地域住民の交通安全対策を検討してほしい。
- 史跡公園やガイダンス施設の整備にあたっては雨水排水対策を検討してほしい。
- 防犯対策など史跡周辺生活者の安全・安心に配慮した整備を行ってほしい。

(2) ガイダンス施設整備についての地域からの要望

座光寺地域からは、史跡公園整備に関わり、史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設の機能について次のような趣旨の要望書が提出されている。

- 当地域が、古代から、文化・産業・流通の要であり、東西の結節点であったという特徴が明確に理解できる展示施設としてほしい。
- 地域内外の子どもから高齢者までが学び楽しめる施設として、実物の展示とともに、バーチャルリアリティー技術など最新の映像技術を駆使した展示などを検討してほしい。
- リニア駅に近接した立地条件を活かし駅利用客の来訪を促すとともに、来訪者が当地域一帯の歴史・文化資産の価値を知り、現地へと足を向けたくくなるような展示を考えてほしい。
- 感性豊かな熱意あるガイドの滞在拠点、発想豊かな諸イベントの開催など「自ら考え自ら行う」地域住民の主体的な意欲を支える活動拠点となる施設にしてほしい。
- 学習・見学・交流を専門的な知見に立ってサポートできる体制の構築をお願いしたい。

(3) 地域住民や地域からの意見・要望等への対応

整備基本計画の策定にあたっては、前述の史跡公園整備に係る地域住民や地域などからの要望・意見なども考慮しつつ、遺構の確実な保存や活用など第Ⅲ章1節に示す史跡整備の基本方針と齟齬がないよう調整を図りながら進める必要がある。

そして、史跡と周辺の歴史・文化資産などを繋ぐ周遊路の整備など地域資源との一体的な利活用や、史跡整備後の維持・管理のあり方についても十分配慮した検討作業が必要である。また、住宅地に存在するという史跡の特性から、史跡整備後の住民生活への影響にも十分な配慮が求められる。



史跡恒川官衙遺跡専門委員会の様子

第Ⅵ章 整備計画対象地のゾーニングと

各エリアの整備計画

1 節 整備計画対象地のゾーニング

本計画の整備計画対象地について、保存活用計画の地区区分をもとに、利活用方針などを踏まえて、以下のとおり（1）から（6）の6つのエリアにゾーニングする（図9）。

（1）正倉院エリア

A1地区（指定地）及び、A1地区内の市道（座光寺22・23号線）や北西端に接する市道（座光寺4号線）を含む範囲を「正倉院エリア」と呼ぶ。

当エリアは、正倉院を構成する正倉や南辺外周区画溝などの遺構が分布する地区と、その南辺区画溝より南側の地区とに細分する。前者は、来訪者がその配置・広がりなどを体感できるよう、建物復元展示や遺構表示などの整備を行う地区とし、「遺構表示ゾーン」と呼ぶ。後者は、子どもたちをはじめ様々な人が訪れて楽しんだり、学習・交流の活動を行ったりするなど、多様な利活用ができる場として整備を行う地区とし、「多目的広場ゾーン」と呼ぶ。

（2）正倉院北側エリア

A2・A3地区（指定地）及び、市道2-63号（高岡河原線）より北東側の座光寺16号線やそこから分岐する市道（座光寺17号線・18号線）を含む範囲を「正倉院北側エリア」と呼ぶ。

（3）清水エリア

A4地区（指定地）及び、恒川清水から国道153号に抜ける市道（座光寺20号線）や恒川清水の南西脇を通る市道（座光寺21号線）を含む範囲を「清水エリア」と呼ぶ。

なお、当エリアは、エリア間連絡路を境に、恒川清水のある地区（「清水整備ゾーン」と呼ぶ）と、恒川清水の前面地区（「緑地ゾーン」と呼ぶ）に細分する。



恒川清水と恒川清水の前面地区

（4）ガイダンスエリア

B地区（指定地外）にあって、A1・A4地区に近く、官衙関連遺構が存在せず、且つ車でアクセスが容易な場所である、ガイダンス施設などの整備候補地及び、隣接する市道（座光寺19号）を含む範囲を「ガイダンスエリア」と呼ぶ。

(5) エリア間連絡路

清水エリアと正倉エリア・正倉院北側エリアを南北方向に抜ける市道（座光寺 16 号線）のうち、清水エリア内から正倉院エリア内にかけての道路敷きを「エリア間連絡路」と呼ぶ。



座光寺 16 号線

(6) 古墳ひろばエリア

史跡恒川官衙遺跡に隣接する史跡高岡第 1 号古墳南西隅地区を「古墳ひろばエリア」と呼ぶ。座光寺地域でこれまで「史跡ひろば」と呼称してきた地区である。



史跡高岡第 1 号古墳と南西隅地区の広場

(7) 周辺地域

前述の整備計画対象地の各エリアのほかに、指定地を除く恒川遺跡群、歴史的文化的な景観を保全あるいは育成する上で必要な恒川遺跡群の近接地区、さらには史跡高岡第 1 号古墳、元善光寺、県宝旧座光寺麻績学校校舎、県史跡南本城城跡、市天然記念物麻績の里舞台桜などの歴史・文化・自然資産が多数分布している地域を周辺地域と呼び、本整備計画の対象範囲に加える。

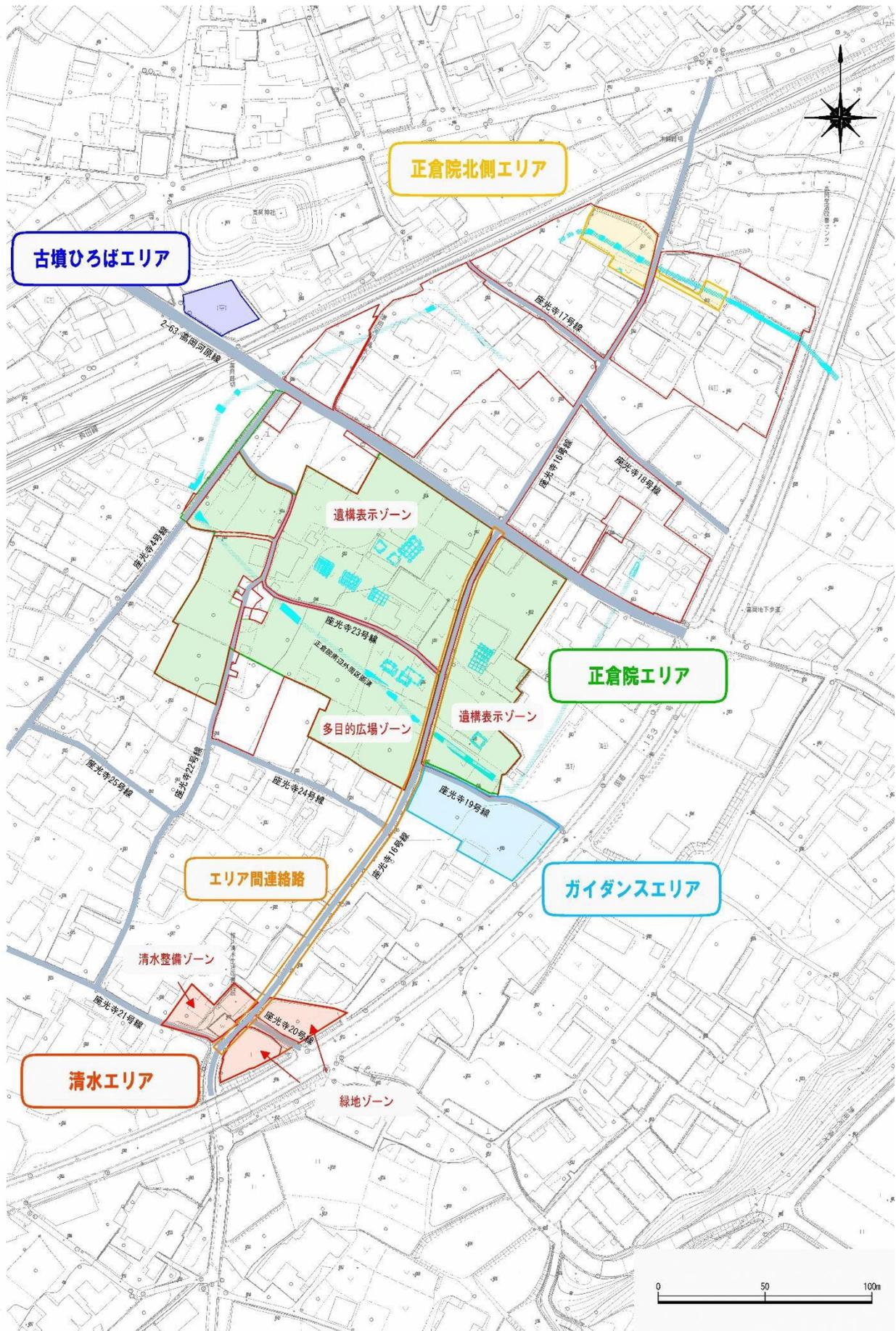


図9 整備計画対象地のゾーニング

2節 各エリアの整備計画

史跡整備は、公有地化や発掘調査・研究の進捗を考慮し、段階的に進める。なお、今後の発掘調査の成果などにより、必要に応じて整備計画の適切且つ柔軟な見直しを図るものとする。

(1) 正倉院エリア (図 17-1)

正倉院エリアについては、発掘調査や研究成果に基づき、史跡恒川官衙遺跡の主要な価値の一つである正倉院を顕在化する整備を行い、公開活用していく。

① 遺構表示ゾーン

このゾーンでは、発掘調査の成果に基づき、正倉や正倉院南辺外周区画溝などを遺構表示し、地下遺構の存在を顕在化させる。そのうち、地下遺構の残存状況が良好で、且つ史跡恒川官衙遺跡の特徴を際立たせる中心的な正倉遺構について、史跡のモニュメントとなる施設として建物の復元展示を図る。そして、他の正倉遺構などは、その配置・規模などがわかるように半立体表示整備を行う。なお、今後の調査の成果により、異なる時期の遺構も表示する場合は、平面表示の手法を併用することも検討する。

また、正倉院についての理解を深めてもらうため、適所に説明板を設置し、さらに視覚的に理解を助ける方法の採用も検討する。

遺構の表示などに関する考え方は第Ⅶ章において示すが、専門的な見地からの検討を行い、来訪者が理解しやすく、且つ利活用や維持管理にも配慮した適切な整備手法を採用するものとする。

② 多目的広場ゾーン

このゾーンは、地域住民や来訪者が、楽しんだり野外研修や行事などを行ったりするなど、多様な利活用ができるような広場として整備する。そして、ベンチ・四阿などの便益施設も適所に配置する。なお、当ゾーン内の薬師堂及び墓地については、周囲に中木植栽を施し目立たなくするなどの修景を図る。

③ 園路・歩道

正倉院エリア内は基本的に自由に周遊できるようにするが、顕在化し公開された遺構や復元建物を見学したり、史跡内を周遊したりする来訪者への便宜をはかるため、二つの園路を整備する。一つは、正倉院エリア内を東西方向に横断する園路で、もう一つは、遺構表示ゾーンから多目的広場ゾーンへ向かう南北方向の園路である。

東西方向の園路については、正倉院南辺外周区画溝に沿って並ぶ正倉列の北側に設けることとし、来訪者が復元・表示された正倉群を身近に見学する際の動線とするとともに、史跡の管理用道路としても利用する。

南北方向の園路は、座光寺 22 号線を活用し、多目的広場における行事などの際の管理用道路として利用するほか、多目的広場ゾーン内にある墓地に墓参する関係者の参道としても利用できるようにする。ただし、今後の発掘調査の結果によっては部分的な迂回なども検討する。

このほか、来訪者が安全に史跡内を周遊できるよう歩道の付設を図る。ただし、今後の発掘調査の結果によっては、迂回路の整備や部分的な歩行スペースの確保に留めることも検討する。

(2) 正倉院北側エリア (図 17-3)

正倉院北側エリアは、遺構の分布状況の把握が不十分であるため、まず保存目的の発掘調査によって情報の蓄積を図り、整備実施は将来に委ねる。

当面は、調査により確認された重要な遺構を確実に保存するとともに、公有地化した郡衙城北隅の 2ヶ所で暫定的な整備を行う。2次調査及び90次調査で確認した郡衙北限溝の簡易な表示整備を行い、説明板やベンチなどを設置する。

(3) 清水エリア (図 17-2)

清水エリアは、律令祭祀の行われていた場所として史跡指定した地区であるが、その中心となる恒川清水は律令祭祀が行われなくなった後も座光寺地域のシンボリックな場所として保存継承されてきた。このような歴史的経過から、当エリアでは、今日まで継承されてきた水を湛えた恒川清水の景観を復元する整備に優先的に取り組む。

なお、当エリア内の市道（座光寺 20 号線・21 号線）については、周辺住民が国道 153 号に抜ける際に使用する生活道路としての機能を維持させるものとするが、当該地が史跡公園内であることが分かるよう恒川清水の主要な構成要素である清水や石垣と調和した舗装路面への改良などを行う。

① 清水整備ゾーン

石垣で囲まれ水を湛えた清水として長年受け継がれてきた恒川清水の姿に整備する。さらに、史跡境界付近に植栽などを行い、周辺の構造物を目立たなくするなど清水の景観を良好なものとする修景を施す。また、必要に応じて現存する石碑や石垣を安全に維持管理する対策を行う。

なお、発掘調査の成果から推定される郡衙存続時の恒川清水の景観や祭祀などの様相については、説明板で説明することとする。

② 緑地ゾーン

清水と調和した景観を形成し、清水を眺める緑地空間として活用できるよう整備を行う。緑地空間の整備にあたっては、発掘調査により明らかになった当該時期の樹木の植栽を図るとともに、現状の樹木の活用も検討する。

また、四阿・水飲み場・ベンチなどの便益施設を、史跡景観に配慮し最小限度配置する。

(4) ガイダンスエリア (図 17-4)

ガイダンスエリアには、ガイダンス施設のほか、史跡見学者のための駐車場・駐輪場・トイレなどの便益施設も併せて整備する。また、周辺構造物などを目立たなくすることも考慮した植栽による修景を行うとともに、入り口に史跡への誘導を図る看板などを設置する。

ガイダンス施設は、説明パネル・出土遺物などの展示や映像などにより史跡恒川官衙遺跡の調査研究成果やその価値をわかりやすく伝えるとともに、史跡恒川官衙遺跡及び周辺の歴史・文化資産の概要・価値・魅力を紹介する機能をも果たすものとする。このほか、体験学習の場、史跡の管理・活用の拠点としての機能も果たせるようにする。

施設の整備にあたっては、地下遺構の保存と史跡の景観に配慮した意匠・工法・構造を採用することとする。

なお、エリア内の市道（座光寺 19 号線）については、ガイダンス施設から清水エリアや正倉院エリアへと周遊する動線や史跡公園の管理用道路としての役割を果たす道路として位置づけ、ガイダンスエリアと一体的な整備を図る。

(5) エリア間連絡路

エリア間連絡路は、清水エリアと正倉院エリア・正倉院北側エリアなどを繋ぐ主要動線と位置づけるが、現状で地域住民の生活道路として活用されていることから、史跡整備後も生活道路としての機能を維持するものとする。

そのため、史跡来訪者などの歩行の安全確保を考慮し、正倉院エリアや清水エリア、及びガイダンスエリア西端部においては、エリア間連絡路沿いに歩道若しくは待避所の整備などを検討する。

なお、路面整備にあたっては、清水エリアにおける路面改修と合わせた舗装路面への改良など史跡内の調和に配慮する。



道路整備の例（飯田市仲ノ町通り）

(6) 古墳ひろばエリア

整備基本計画では、古墳ひろばエリアは史跡恒川官衙遺跡や周辺の歴史・文化資産を巡る拠点の一つとして位置づける。

古墳ひろばエリアは、史跡高岡第 1 号古墳の周溝部にあたることから、このエリアの整備については、別途進める史跡飯田古墳群の整備事業と調整を図った上で実施する。

(7) 周辺地域

周辺地域においては、歴史・文化資産などについて、統一した仕様に基づいた標識・説明板・案内板などを設置するとともに、認知・誘導のための道標・標識などを国道などの主要動線の交差点に設置する。また、いくつかのモデル周遊コースを設定・整備し、所要時間や見所などを示した案内板なども適宜配置する。

第七章 整備計画対象地における施設等の整備基本計画

1 節 標識・説明板・案内板等の整備

史跡恒川官衙遺跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に守り伝えたり、来訪者を目指す地点に適切に誘導したりするために、標識・説明板・案内板などを整備する。整備にあたっては、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（資料2）の規定、及びその他文化庁の示す方針に従う。

説明板・案内板などの内容は来訪者が理解しやすい平易なものとなるよう努め、整備にあたっては、周囲の景観との調和及び耐久性などを考慮するとともに統一的な意匠の採用を図る。

また、可能な範囲で多言語にも対応するものとし、多言語化においては文化庁より示された『文化財の英語解説のあり方について』の「英語解説の改善・充実にあたっての視点」（資料1）を参考にする。

【資料1】

「英語解説の改善・充実にあたっての視点」
（『文化財の英語解説のあり方について』（平成28年7月 文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議）より）

外国人旅行者が日本の文化財を訪れたときに分かりやすい解説がなければ、文化財の由縁や歴史が十分に伝わらない。そのため、訪日外国人旅行者は文化財の本当の価値を理解することができず、その文化財を適切に評価することもできない。

このためまずは、できることから外国語解説の整備を進めていくことが取組の第一歩であるが、その際には、訪日外国人旅行者にも分かりやすい解説となるよう工夫し、「見て感動し、その価値を理解していただく」ことに主眼を置くべきである。具体的には、以下の四つの視点が重要である。

視点1 日本語の解説を直訳せず、基本的な用語の解説を補足する等、文化財を理解する上で前提となる情報を解説に盛り込む

視点2 外国人の目線でその文化財のどこに興味・関心をもつかを把握し、メリハリの利いた解説内容とする。

視点3 案内板やパンフレットなどの解説媒体に応じ適切に情報を書き分けるとともに、デザイン上の見やすさや景観との兼ね合いも考慮する。

視点4 分かりやすい解説のためには、英文執筆・翻訳を委ねることができる優れた人材を確保する。

（1）標識

史跡に指定されていることを現地に示すため、正倉院エリアと清水エリアに標識を設置する。その際には、来訪者の動線及び景観などを考慮して適切な場所を選定することとする。



標識の例（平沢官衙遺跡）

【資料 2】

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号)
最終改正：平成 27 年 9 月 11 日 文部科学省令第 30 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 15 条第 1 項及び第 72 条第 1 項（同法第 75 条及び第 95 条第 5 項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第 1 項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第 2 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第 3 条 前条第 1 項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第 4 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13 センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは 30 センチメートル以上とするものとする。

3 第 1 項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第 1 項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第 5 条 第 1 条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第 6 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

(2) 説明板

JR飯田線元善光寺駅の利用者など西方から史跡にアクセスする来訪者に対応するため、史跡の名称、指定年月日、指定の理由、概要及び価値などを表示した大型の説明板を、正倉院エリアの北西部に設置する。

また、正倉院エリア、清水エリアを中心に、史跡の特徴を把握しやすい場所又は個別の遺構などの内容解説に適した場所に中型の説明板を設置する。



大型説明板の例（武蔵国分寺跡）



中型説明板の例（武蔵国分寺跡）

(3) 境界標

史跡を後世に確実に継承するため、指定に係る地域の境界線が屈折する地点及び主要な境界地表に境界標を設置し、指定地の範囲を明示する。

(4) 案内板・道標

来訪者を目的地点に適切に誘導するため、史跡などの案内図や方向・距離等を示した案内板を設置する（文化庁文化財部記念物課監 2005『史跡等整備のてびき III技術編』）。ガイダンスエリア内や正倉院エリア北西部に大型の案内板を設置し、史跡全体の案内を行う。

また、道標を適所に整備し、史跡の代表的な施設や本史跡の特徴を示す重要な地区への案内を行う。さらに、周辺地域からの史跡への誘導についても検討する。



大型案内板の例
(福島県文化財センター白河館・まほろん)



道標の例（齋宮跡）

(5) 銘板（名称板）

表示した遺構などが何の施設であるのかを来訪者に伝えるために、復元・表示する遺構ごとにその名称を記載した銘板を整備する。



銘板の例（平沢官衙遺跡）

2節 基盤整備

(1) 基盤造成

基盤造成は、遺構面^{※4}までの十分な保護層の確保を原則とし、基本的に地表面の整地に留める。そして、近接する道路などとのユニバーサルデザインにも配慮したものとする。

遺構の復元・表示や説明板・案内板などの整備にあたり、遺構面までの保護層の厚さを確保できない場合は盛り土を行う。また、植栽の整備に際しては、必要に応じて防根シートを敷設するか適切な厚さの盛り土を行い、樹根により遺構・遺構面などを損傷することがないように留意する（図 10）。また、工事に際しては、遺構面に過大な負荷を与えないよう重機などの取り扱いについても十分に配慮する。

なお、清水エリアの清水整備ゾーンにある清水本体部分については、発掘調査で確認された層序を踏まえ、近代以降に堆積した表面の土層を除去する程度の基盤造成に留めることを基本とする。

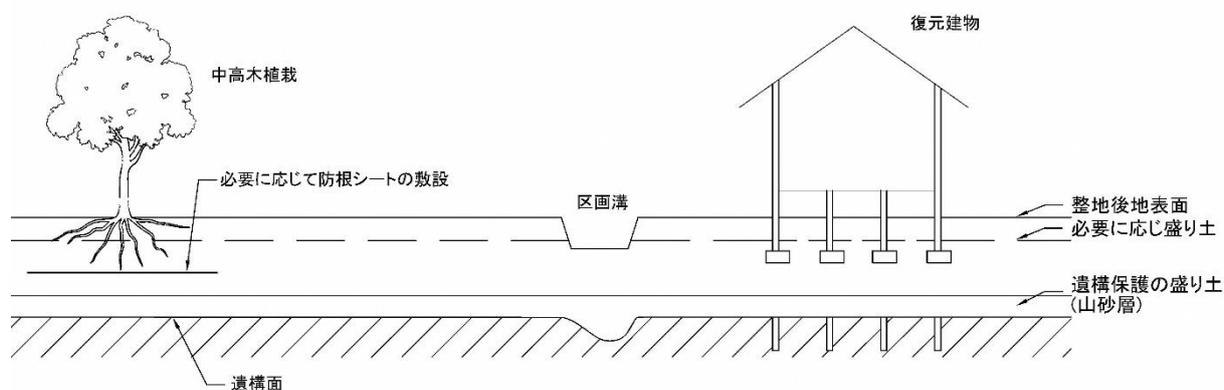


図 10 基盤造成等模式図

※4 遺構面とは、本来は建物等が存在した当時の地表面のことをいうが、史跡恒川遺跡においては江戸時代の畑が郡衙存在時期の地表面より深く耕作されていることから、本計画書では江戸時代の耕作土より下層の郡衙関連遺構の確認できる面を「遺構面」とする。

(2) 給排水・給電施設

水飲み場や植栽管理の散水栓などのために必要な給水管・排水管を地下に埋設する。上水管の敷設に際しては、冬期間の不凍管理がし易いよう凍結深度を考慮する。また、防犯用照明や史跡活用など

に要する電源確保のため、給電施設も適宜地下に埋設する。ただし、いずれも最小限のものとし、遺構・遺構面に影響を与えない深度に設けることを厳守する。

ガイダンス施設の下水は、近接する既設下水管に接続して排水するようにする。

(3) 雨水排水施設

史跡整備事業における雨水排水に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

雨水の表面排水は原則として造成地表面レベルに沿った形とする。表層整備に際しては、透水性の高い材料を使用する。そして、地形などを勘案して暗渠による排水トレンチを適宜設置する。

また、必要に応じてガイダンス施設駐車場に雨水貯留槽などを設置する。

正倉院エリアなどの既存水路（図 11）については、営農用水に配慮しつつ、必要に応じて史跡公園外縁に付け替える。その際、遺構を損傷することがないようにする。

なお、雨水排水施設の整備にあたっては、都市計画法などの法令及びこれらの法令に基づく条例や計画などの基準に照らし合わせながら、地域や関係機関との調整を図り進めることとする。

3 節 遺構表示

(1) 基本的な考え方

遺構表示に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

発掘調査などの成果に基づき、主要な遺構について、それと同位置の地表面に表示する。遺構・遺構面の保護を前提とし、原則として遺構の露出展示は行わない。遺構表示を行う上で十分な知見が得られていない遺構については、発掘調査を実施し、遺構の形状・規模・構造や性格・時期など、整備に必要な情報を把握する。

遺構表示は、正倉院エリアの遺構表示ゾーンを中心に行う。

史跡恒川官衙遺跡の正倉院の変遷については、第V章3節で述べたとおりである(21～24頁参照)。平成29(2017)年度末時点で、史跡恒川官衙遺跡Ⅱ期の正倉は総柱掘立柱建物4棟(S T 03、S T 05、S T 06、S T 07)が確認されている。次の史跡恒川官衙遺跡Ⅲ期(8世紀後半～9世紀代)には、総柱掘立柱建物の正倉と同位置に礎石建ちの正倉が造られるという特徴が認められるが、礎石の残存状況が良好でなく正倉遺構は明確には把握できていない。こうした点から、正倉院エリアでは、最も正倉院の様相が最も明瞭な史跡恒川官衙遺跡Ⅱ期(8世紀前半)の正倉や正倉院南辺外周区画溝などの表示を行う。

なお、清水エリアにおいて今後の調査により郡衙関連遺構を確認した場合は、その評価に基づき遺構表示方法などについて検討する。



重複するⅡ期の正倉（掘立柱建物跡 S T 03）
とⅢ期の正倉（礎石建ち建物跡 S T 13）

(2) 整備手法と対象遺構

① 建物の復元展示

来訪者に伊那郡衙の正倉の形状や規模・構造などを体感してもらい、史跡への理解を促すため、発掘調査により十分な情報が得られた本史跡の特徴を示す正倉遺構について、建物の復元展示を図る。

建物の復元にあたっては、発掘調査の成果や同時期・同種の建造物の関連資料などとの総合的な分析に基づき、形状・規模・意匠・構造などについて、文化庁の示す「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」(資料3)に照らし十分な検証を行い、建築当時の技法を検証し極力忠実な再現に努める。

ただし、利活用に関連して建築基準法における構造計算上の安全基準を満たすことが求められるため、必要に応じて適切な技法を目立たない形で採用する場合もあり得る。

建物復元に用いる木材は、奈良時代の建築用材の一般的な使用例や市内の当該期の遺跡から出土した木材の樹種を参考にし、できるだけ地場産の材を採用するよう検討する。



建物の復元展示の例 (中宿遺跡)

② 建物の表示

来訪者が建物の配置や平面規模を理解できるよう、復元展示する正倉以外の建物遺構は半立体表示を行う。ただし、異なる時期の遺構を表示する場合など必要に応じ、平面表示との併用も検討する。



建物遺構表示の例 (志太官衙遺跡)

③ 区画溝の表示

来訪者が正倉院の広がりや外周を溝で囲んだ正倉院域の明示のあり方を理解できるよう、正倉院エリアにおいて正倉院南辺外周区画溝の立体的な表示整備を行う。

また、正倉院北側エリアでは、郡衙の北限を区画する郡衙北限溝の遺構について簡易的な手法により表示する。



区画溝表示の例 (平沢官衙遺跡)

【資料 3】

史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準

(平成 28 年 1 月 文化庁記念物課史跡部門・整備部門 『月刊文化財 (628 号) より』)

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的の意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ① 発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

4節 ガイダンス施設の整備

史跡整備にあたり、史跡恒川官衙遺跡の価値やこれらを取りまく歴史的文化的環境について来訪者に理解を促す施設として、ガイダンスエリアにガイダンス施設を整備する。史跡内の遺構表示や建物復元展示とも連動した情報発信を行うとともに、史跡恒川官衙遺跡の保存管理や活用の拠点としての機能をも備え、さらには周辺地域の文化資産(図2参照)を活かした地域活動などの拠点ともなる施設とする。

(1) 想定する利用者

ガイダンス施設の整備においては、次のような利用者を想定している。

まず、地域の小学生(高学年)・中学生が挙げられ、地域の歴史や魅力を学ぶ教材として史跡恒川官衙遺跡を活用できるようにする。その学習を通じて、史跡保存活用の担い手としての意識を育み、次世代へと史跡保存の取り組みが継承されていくよう図る。

また、地域住民が利用者の重要な部分を占めることを考え、地域の歴史や価値・魅力についての学びをさらに深めてもらうための施設として位置づける。併せて、住民の日常的な利用にも適切に配慮した施設とすることによって、史跡恒川官衙遺跡を確実に保存継承・活用していくための理解や協働が進むことも期待できる。

さらに、地域外や県外からの来訪者も主要な利用者となることを考え、史跡恒川官衙遺跡を通して当地域の価値や魅力を学び、日本史を俯瞰できる施設として機能するようにする。

(2) 既存施設との役割分担

飯田市内には、飯田市美術博物館、飯田市上郷考古博物館、飯田市考古資料館といった類似施設がある(図12)。史跡恒川官衙遺跡ガイダンス施設の整備計画を策定するにあたり、既存施設との役割分担を次のように整理する。

	史跡恒川官衙遺跡 ガイダンス施設	飯田市美術博物館	飯田市上郷考古博物 館	飯田市考古資料館
位置 づけ	○史跡恒川官衙遺跡や 古代伊那郡のガイダ ンス ○史跡恒川官衙遺跡の 保存活用、管理の拠点	○「伊那谷の自然と文 化」のメインガイダ ンス	○埋蔵文化財を基に した飯田の古代の 生活と文化のガイ ダンス	○埋蔵文化財を基に した飯田市の古代 から近代までの生 活と文化のガイダ ンス
機能	○恒川遺跡群出土品な どの展示、解説 ○史跡恒川官衙遺跡の 所在する当地域の特 徴や魅力の発信 ○体験学習、地域住民と の交流	○「伊那谷の自然と文 化」に関する総合展 示、解説 ○「伊那谷の自然と文 化」の研究及び総合 発信	○飯田市の古代を中 心とした特徴的な 考古資料の展示、解 説 ○考古資料の収蔵保 管	○飯田の考古資料の 展示、解説 ○考古資料の収蔵保 管 ○発掘調査した埋蔵 文化財の整理等作 業

(3) ガイダンス施設の役割と機能

① ガイダンス施設の役割

保存活用計画に示されたガイダンス施設の構想、想定する利用者及び既存施設との役割分担から、史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設は次のような役割を果たすものとする。

- 出土品、模型、説明パネルなどをわかり易く展示し、史跡恒川官衙遺跡の価値や魅力について、来訪者が深く理解できるようにする。
- 古代より内陸交通の結節点であり、各時代の多様性に富む歴史・文化資産が数多く伝わる当地域の特徴や魅力を発信する。
- 史跡恒川官衙遺跡を未来に継承していくための、史跡管理・活用の拠点とする。合わせて、体験学習の場として、また、「2000年浪漫の郷」づくりに取り組む地域住民と来訪者との交流の場としての役割も果たせるようにする。

② ガイダンス施設の機能

史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設が上記の役割を果たすためには、次のような機能が必要となる。

○展示・解説機能

古代における地方政治や文化の中心地であったという史跡恒川官衙遺跡の特徴を明確にし、遺跡の全体像や特徴、価値をわかり易く伝え、見学者の理解を助ける展示を行う。

○展望機能

復元建物を望観したり、正倉院エリアを眺望したりして、伊那郡衙の広がりや体感できる機能を持たせるようにする。

○情報発信・収集機能

史跡恒川官衙遺跡の発掘調査の成果や関係する情報を発信するとともに、情報収集を行う。また、伊那郡地域が古代以前から伊那谷における文化・産業・流通の要であり、東西の結節点であった、という当地域の特徴や魅力を発信する。合わせて、周辺に集中する各時代の多様性に富む歴史・文化資産や座光寺地域の「2000年浪漫の郷」の取り組みを紹介し、周辺の歴史・文化資産への誘導を図る。

○地域交流機能

ガイドの活動拠点、地域で取り組む地域資産を活用した諸活動の拠点とし、地域交流を促す場として機能するようにする。

○学習機能

史跡恒川官衙遺跡に関する学習会や体験講座を開催したり、史跡恒川官衙遺跡の発掘調査報告書や関連する図書などを公開したりするなど、学習の場として活用できるようにする。

○管理運営機能

史跡恒川官衙遺跡の施設管理者が駐在する日常的管理・運営の拠点であるとともに、運営スタッフ・ガイドなどの活動拠点となる場所としての機能も備えるものとする。

③ ガイダンス施設の概要

ガイダンス施設は概ね次のような構造・規模とし、ユニバーサルデザインにも配慮する。

構造・規模	木造平屋一部2階建
延床面積	270 m ²
内訳（1階）	230 m ²
	展示スペース 70 m ²
	学習スペース 60 m ²
	管理運営スペース（事務室、エントランスホール、その他） 60 m ²
	便益スペース（トイレ） 40 m ²
（2階）	40 m ²
	展望スペース、その他 40 m ²

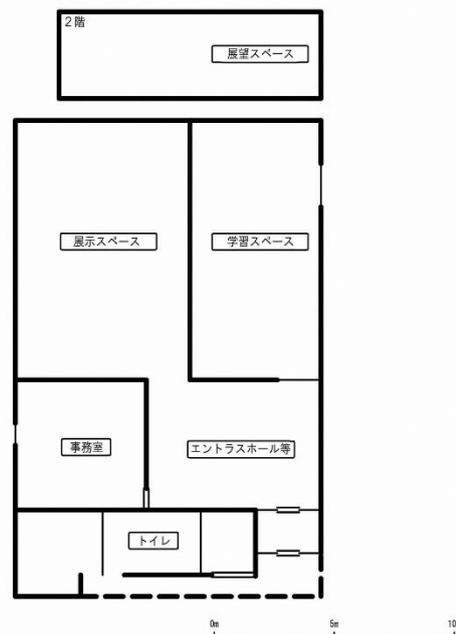


図13 ガイダンス施設内部のイメージ

※これは確定したものではありません。



ガイダンス施設の例（平出遺跡）



ガイダンス施設のエントランスホール（手前）と体験教室（平出遺跡）

【資料4】ガイダンス施設の例（第41回全国遺跡環境整備会議資料より抜粋一部改編） 単位：m²（小数点以下四捨五入）

ガイダンス施設	建物の建築		展示室	活用等ブース	事務室	収蔵庫等	トイレ	その他
	建物構造	延床面積						
A	木造	73	37	0	7	0	30	0
B	木造	256	27	48	6	0	25	150
C	木造	252	70	60	54	0	61	7
D	鉄筋コンクリート造（一部木造）	226	50	53	22	0	38	63
E	重量鉄骨造	199	70	30	14	15	33	37

5 節 その他の施設の整備

(1) 園路・広場

① 園路

来訪者が史跡内を安全で快適に周遊できるように、正倉院エリア及びガイダンスエリアに園路を整備する。これらは、管理用道路としても利用する。

また、正倉院エリアにおいては、エリア間連絡路や他の市道沿いに歩行者専用動線として歩道を整備する。

園路などの仕様は、遺構の性格や景観を損なわない線形や幅員とし、障がい者や高齢者なども視認し易く移動し易い、ユニバーサルデザインにも配慮するとともに、維持管理やそれぞれの利活用の便宜も考慮し検討する。



園路の整備例（伊勢国分寺跡）

② 広場

正倉院エリアの多目的広場ゾーンは、歴史学習や歴史体験イベントなどでの活用をはじめ、気楽に楽しむ憩いの場となるような活用にも配慮し、透水性舗装や芝類などの地被植物による整備を行う。

また、ガイダンスエリアを除く各エリアの遺構空白地においては、雨水などによる地表面の浸食防止、日差しの照り返しや夏場の気温上昇への対処も考慮し、維持管理に要する労力が比較的少ない芝類などの地被植物による草地空間とする整備を検討する。

(2) 便益施設

① 駐車場・駐輪場

ガイダンスエリアに駐車場・駐輪場を設ける。その駐車場には、障がい者専用スペース及び大型バス駐車スペースを確保する。これらの駐車場・駐輪場の表面は景観に配慮した透水性舗装とする。

駐車場規模は、「史跡を活用した国営公園の整備検討業務報告書」（平成 19（2007）年度 国土交通省）を参考に次のように算出する。

$$Y（駐車場必要台数）= A \times B \times C \times (1/D) \times (1/E)$$

A：年間利用者数（トイレ利用者を含め年間 30,000 人を見込む。）

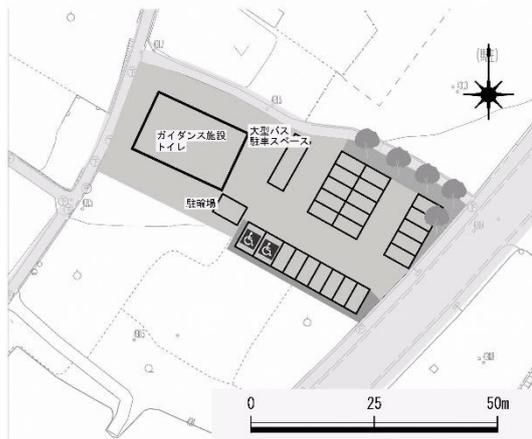
B：ピーク日集中度（「観光施設の空間と経営指標」社団法人日本観光協会を参考に 2.0%とする。）

C：自動車分担率（50%を見込む。）

D：1 台あたりの同乗者数（1 台あたり平均 2.5 人と見込む。）

E：駐車場回転数（ガイダンス施設及び各エリアを周遊する標準的な時間を概ね 90 分と見込み、1 日 5 回転とする。）

以上の点から、自家用車 25 台程度（うち 2 台分は身障者用）と大型バス 1 台分の駐車スペースを整備することとする。



※これは確定したものではありません

図 14 駐車場・駐輪場整備のイメージ

② トイレ

ガイダンス施設に設置する。そのトイレは、ガイダンス施設が閉館時でも利用できるような仕様を検討する。

③ 四阿・ベンチ・水飲み場

正倉院エリア及び清水エリアの適所に、四阿・ベンチ・水飲み場を設置する。いずれも周りの景色に溶け込むよう配慮し、耐候性の高いものを採用する。また、正倉院北側エリアにも、ベンチを設置する。



四阿の例（中宿遺跡）



ベンチの例（斎宮跡）



水飲み場の例（小田城跡）

(3) 照明・防犯施設

利用者の安全確保と防犯のため、正倉院エリア及びガイダンスエリアに、照明灯、監視カメラ、警報スピーカーなどを配置する。ポールなどの塗装は景観に配慮したものとする。

(4) 管理施設

史跡公園内の植栽管理のため、必要個所に遺構の確実な保護を図ったうえで散水栓を設置する。近隣住民の利用、景観、施設更新の利便性を考慮して、指定地外周にフェンスなどは極力設けないものとする。

ただし、場所によっては、車止めを設ける場合もあり得る。

6節 動線・サイン計画

(1) アクセスルート上のサイン整備

史跡恒川官衙遺跡へのアクセス（図 8・15）を考慮し、各ルート沿いの適地に史跡への動線を示す案内板などの設置を図る。また、史跡の周辺部では、国道など主要動線の交差点や歩道・路側帯などに史跡公園への誘導表示施設を設置することも検討する。

さらに、座光寺地域の「2000年浪漫の郷」の取り組みとも連携し、周辺の歴史・文化資産ともつなげた動線の表示も検討する。



史跡恒川官衙遺跡南西側の国道 153 号
(飯田方面から恒川清水入り口あたりを望む)

(2) 整備計画対象地及び周辺の動線

本史跡への主要な来訪者を、自家用車・バスなどを利用して訪れる人と想定し、史跡のメインエントランスは、ガイドンスエリアに近接する正倉院エリアの南東部とする。また、JR元善光寺駅や周辺の歴史・文化資産など西方から徒歩による来訪者のために、正倉院エリア北西部にサブエントランスの整備を図る。メインエントランスには標識の整備を行い、サブエントランスには大型の説明板及び案内板を整備する。

史跡内は基本的に自由動線とするが、各エリアを周遊するモデル動線（図 16-1・16-2）を想定し、これらを一体的な空間として結びつける動線を整備し、サイン設備を配置する。また、モデル動線上のマンホール蓋について、史跡恒川官衙遺跡の特色あるデザインを採用することも検討する。

なお、エリア間連絡路の整備は、通常時に車の通行を想定しない正倉院エリア内に整備する園路とは差別化が図られるようにする。



JR元善光寺駅から史跡恒川官衙遺跡へ
向かう市道（市道 2-26 号線）

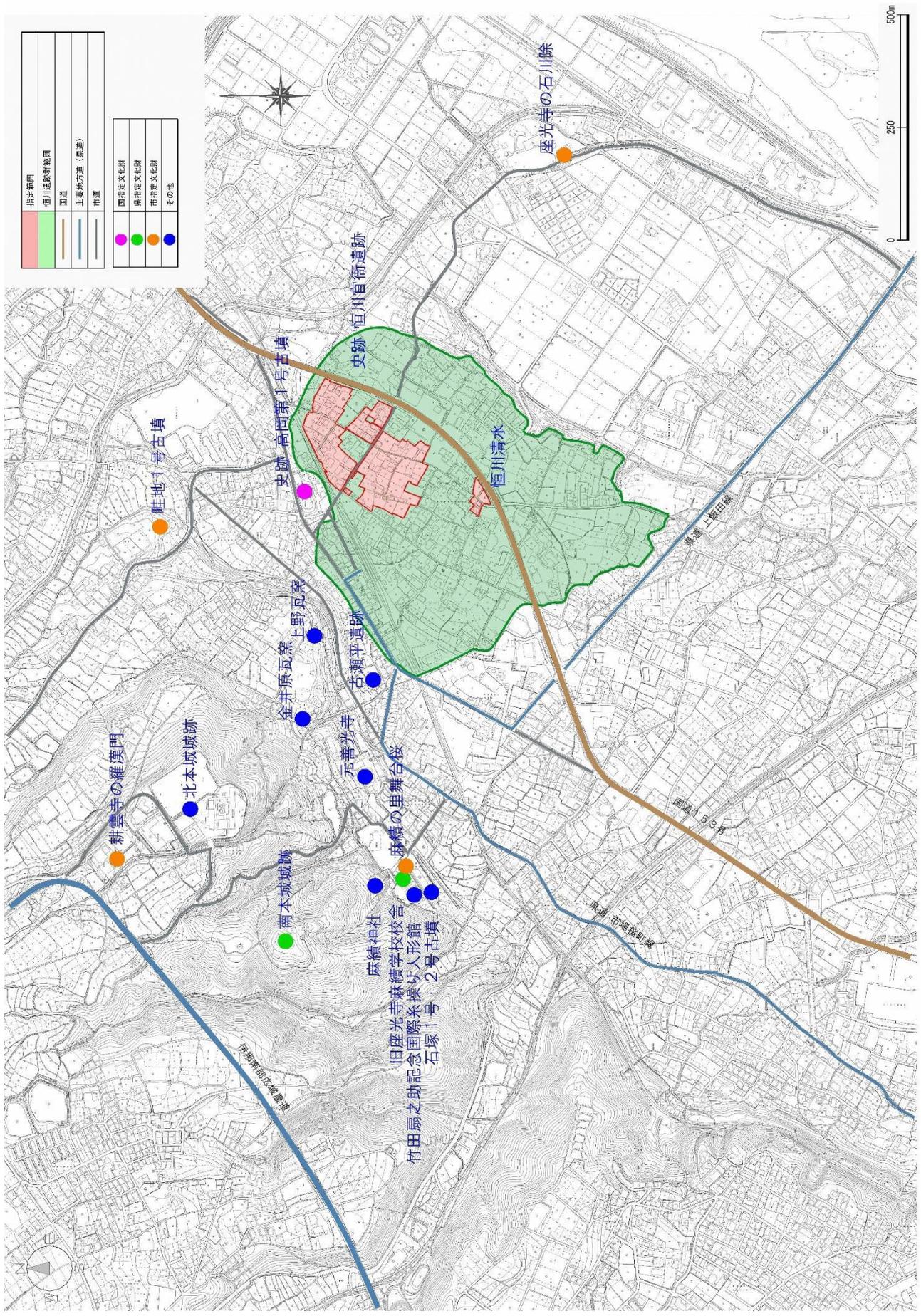


図 15 周辺地域の文化財と主なアクセスルート

7節 修景に関する計画

(1) 修景の方法

① 境界域の修景

史跡公園に隣接する住宅地などとの境界については、近接地の住宅などへの影響の有無や維持管理上の便宜などを考慮したうえで、中高木の植栽などにより修景する。

② 送電施設

景観を阻害している正倉院エリア内の架空電線については、電力会社や関係機関と協議し、撤去や経路の迂回などの方策を検討する。また、除去などが困難な電柱については、周辺景観と調和した色調にするなど、違和感を軽減する措置を図る。



周辺景観と調和した色調にした柱の整備の例（菱田春草生誕地公園）

(2) 植栽

史跡公園の植栽は、本史跡の活用や良好な景観形成及び周辺景観との調和に配慮したものとする。樹木・草本を適宜植栽して来訪者に緑陰を提供するとともに、憩いの空間を創出する。樹種は、地域の在来種、他の郡衙に存在していたことが史料に見える槻木（ケヤキ）、恒川清水の近接地の発掘調査で種が出土した桃、その他万葉植物などの樹木や花樹などの植栽を検討する。

植樹は、整備後 15～20 年後の樹形などを想定し、維持管理が容易な樹種を選定する。また、周辺の樹園地の景観などとも調和した整備を目指す。

なお、植栽にあたっては、樹木の樹根により遺構・遺構面が破壊されることを防止するため、防根シートを使用するなど、防根処理を適切に行う。

8節 周辺地域の景観保全

周辺地域に展開する果樹園などの農村景観は、当地域の良好な景観の一部を構成するとともに、遺跡が立地する地形の保全、さらには地域の良好な環境の形成や雨水の涵養など防災にもつながっている。こうした史跡と調和のとれた景観を保全・育成し、周辺地域の良好な環境を守っていくために、都市計画法・景観法などの土地利用関係法令及び飯田市総合的土地利用計画を適用し、適切な景観誘導に向けた措置を講ずることができるよう関係部課や地域と調整を図る。

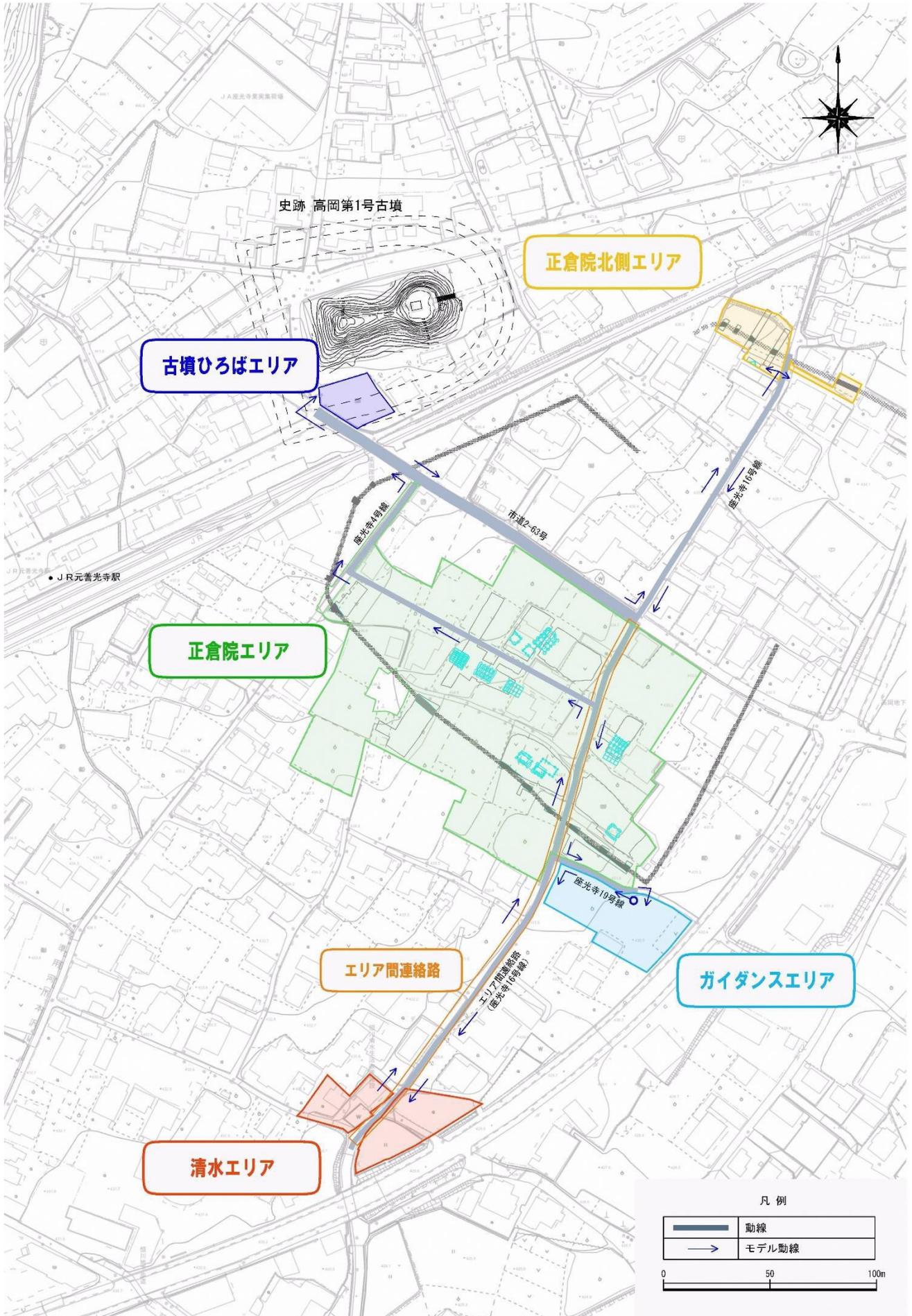


図 16-1 ガイドンスエリアからのモデル動線概念図

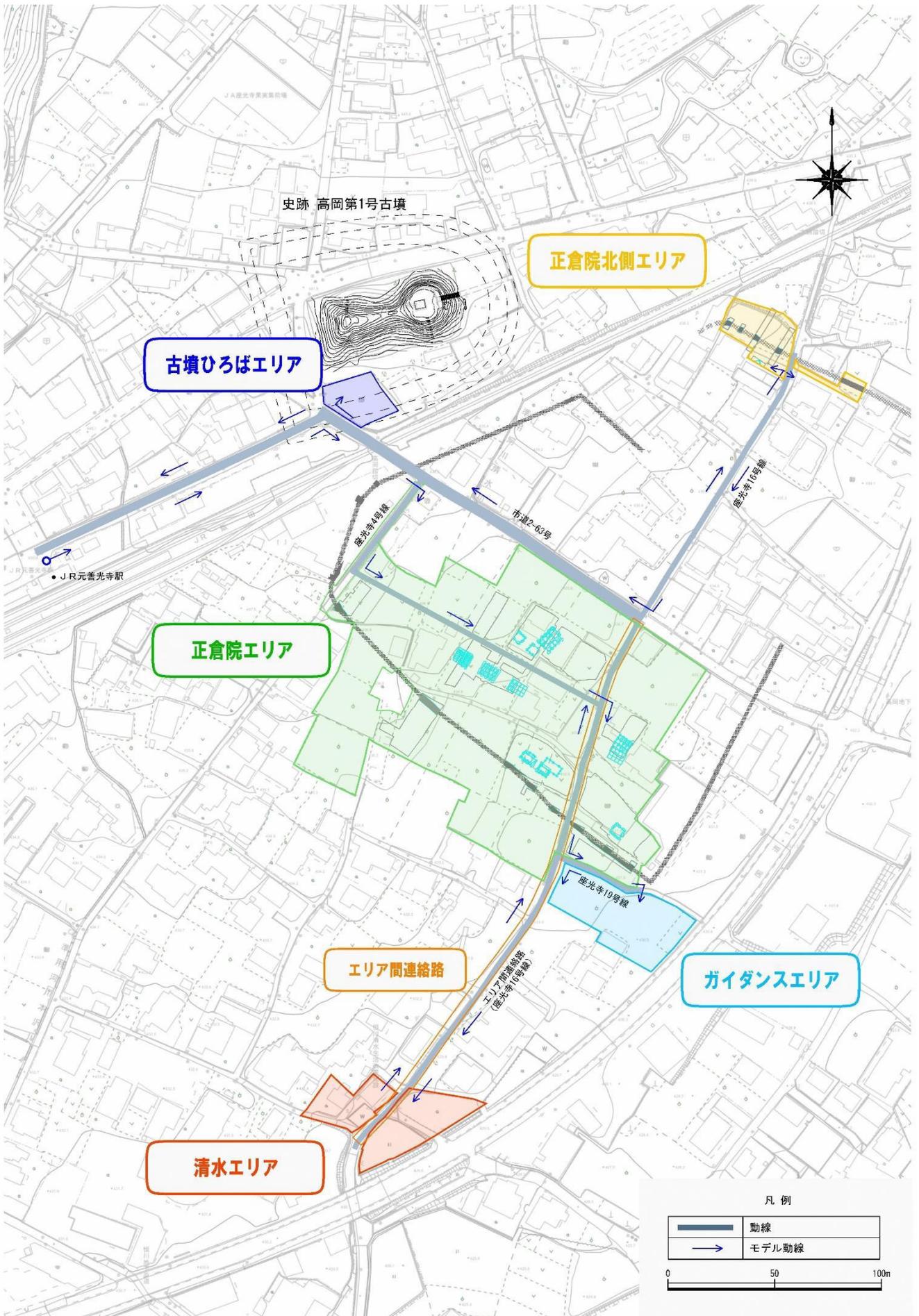


図 16-2 JR元善光寺駅からのモデル動線概念図

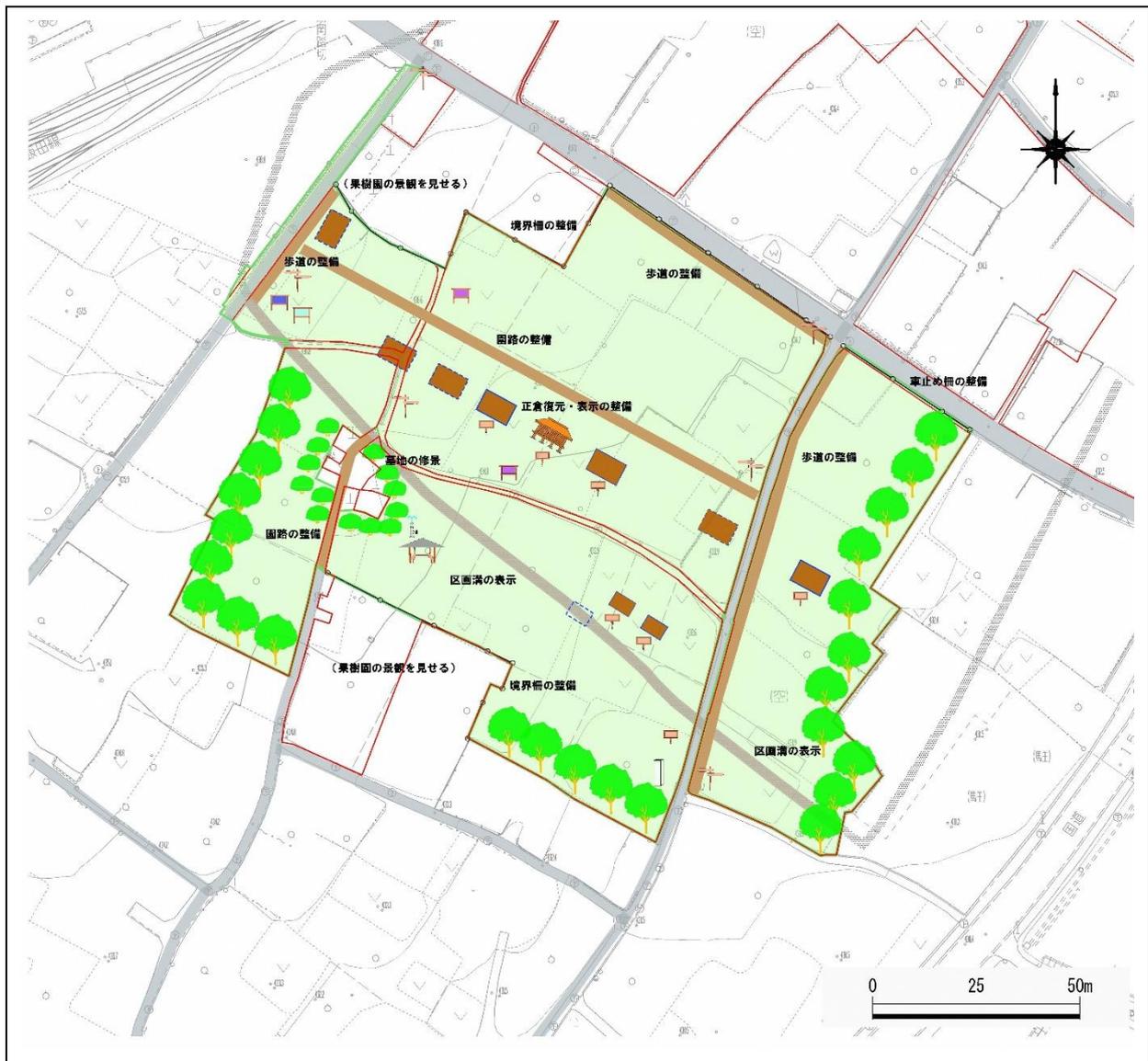


図 17-1 正倉院エリア整備概念図

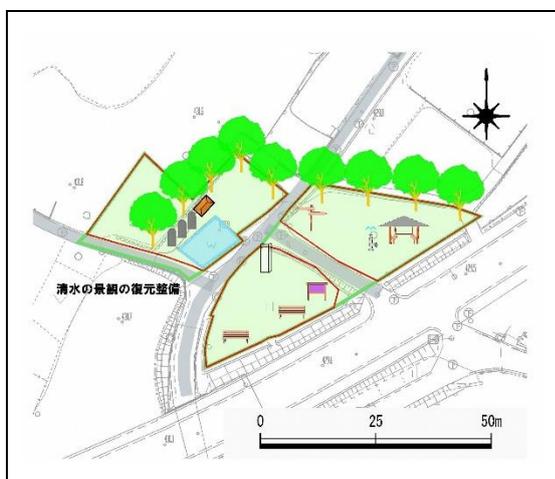


図 17-2 清水エリア整備概念図



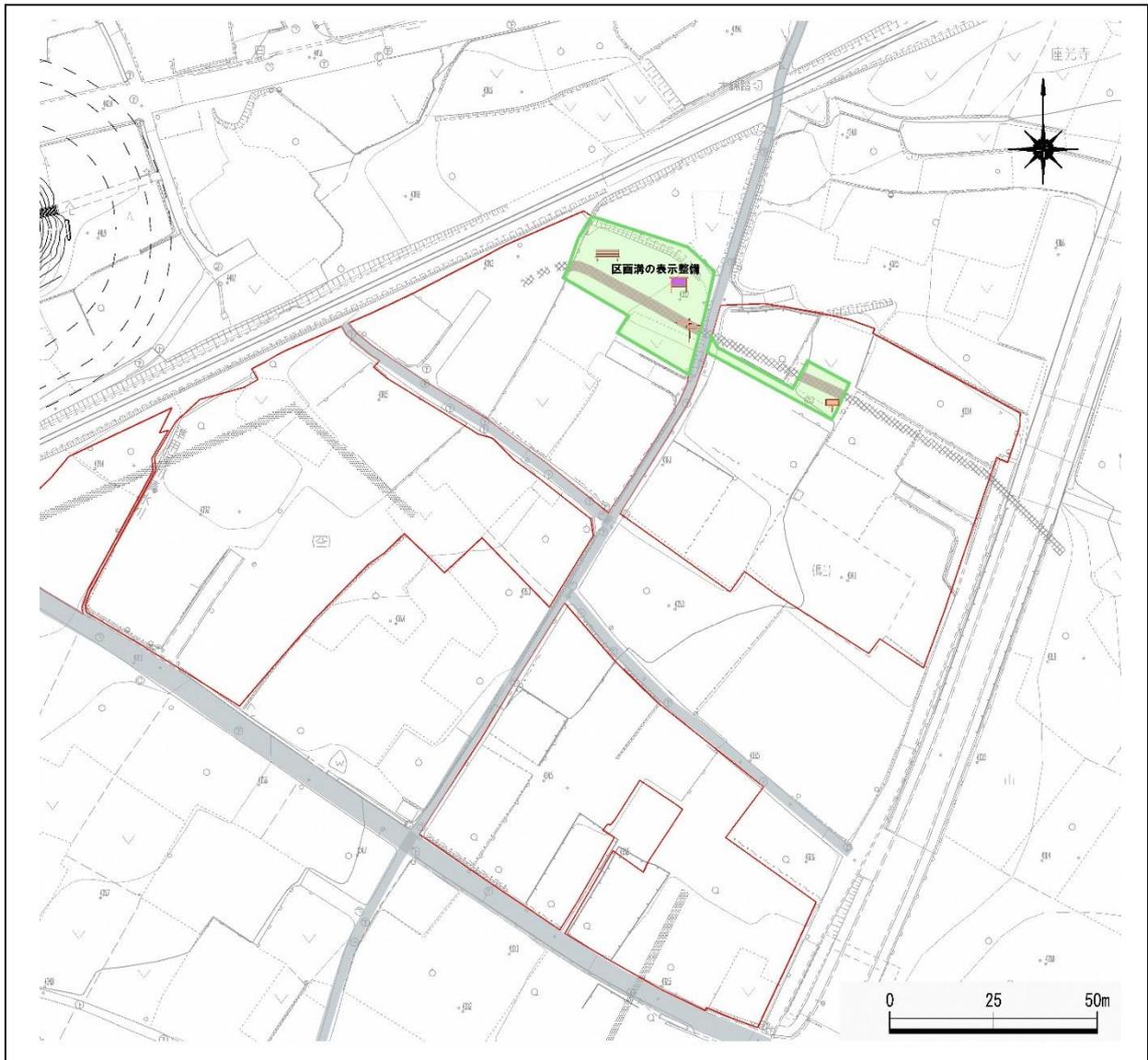


図 17-3 正倉院北側エリア整備概念図

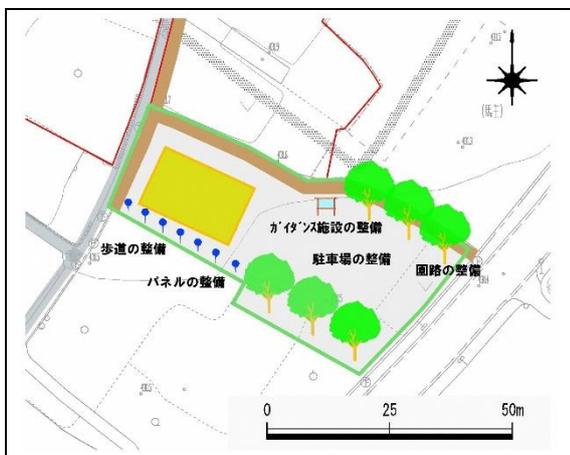


図 17-4 ガイダンスエリア整備概念図

第Ⅳ章 整備事業の年次計画

以下に、整備計画対象地における整備事業及び整備関連事業の年次計画の目安を示す。ただし、公有地化の進捗状況、整備・保存目的調査の実施状況、国庫補助事業の採択状況などにより、適宜スケジュールの見直しを行うものとする。

〈年次計画〉

区分 \ 年度 (西暦)	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
(1) 整備基本計画策定	整備の基本計画を作成									
(2) 測量調査	境界確認・用地測量									
(3) 公有地化	指定地等※の公有地化									
(4) 発掘調査	清水エリア調査									
	正倉院エリア調査									
(5) 調査報告書	清水エリア調査報告書									
	正倉院エリア調査報告書									
(6) 清水エリア	基本設計									
	実施設計									
	整備工事									
(7) 正倉院北側エリア	基本設計									
	実施設計									
	整備工事									
(8) 正倉院エリア	基本設計									
	歴史的建造物復元関連協議									
	実施設計									
	整備工事									
(9) ガイダンスエリア	基本設計									
	実施設計									
	建築工事									
	展示設計									
	展示工事									
(10) エリア間連絡路	基本設計									
	実施設計									
	整備工事									
(11) 古墳ひろばエリア	基本設計									
	実施設計									
	整備工事									
(12) 整備工事報告書	史跡公園整備工事報告書作成									

※指定地等：主に清水エリア、正倉院エリア、ガイダンスエリア

第Ⅸ章 整備後の維持管理計画

飯田市域の歴史を知る上で貴重なだけでなく、全国的にも貴重な文化財である史跡恒川官衙遺跡について、整備後も良好に維持していくための管理運営に関する基本的な考えを以下に示す。

1 節 維持管理の内容

史跡の維持管理に係る業務は、主に「点検」と「維持的措置」からなる。史跡を良好に維持していくためには、「維持管理」の対象を的確に理解・把握し、「点検」と「維持的措置」を適切に実施していく必要がある。

「維持管理」の対象は、「史跡等の本質的価値を構成する枢要の諸要素」、「史跡等指定地にあつて史跡等の保護に有効な諸要素」、「公開・活用のために設置した諸施設」の3つに分けることができる。以下に維持管理対象ごとに維持的措置の内容を整理する。

(1) 史跡等の本質的価値を構成する枢要の諸要素

史跡恒川官衙遺跡の場合、主に地下に保存されている郡衙関係遺構・遺物がこれにあたるが、遺構の遺存している地形環境、恒川清水の石垣による区画についても枢要な要素に含まれる。

現状変更等の有無の確認や遺構の保存状態を良好に保つ措置が適切に行われているかなどの点検や、指定地の清掃・除草などの日常的な維持的措置が基本となる。



維持管理作業（除草作業）

(2) 史跡等指定地にあつて史跡等の保護に有効な諸要素

史跡の標識・説明板、正倉や区画溝などの遺構表示施設、園路・舗装・修景植栽がこれにあたる。施設などに破損その他異常がないか、劣化などによる管理上・安全上の問題が発生していないかなどの点検を行い、破損・劣化などがあつた場合は補修などを行う。また、地被植物・修景樹木については、養生・育成管理などを行う。

(3) 公開・活用のために設置した諸施設

四阿・ベンチ・照明施設などの便益施設やガイダンス施設がこれにあたる。施設などに破損等がないか点検などを行い、破損・不具合があつた場合は補修などを行う。また、ガイダンス施設にあつては、施設の保守点検や維持管理に必要な消耗品の補充・交換、新たな調査研究成果を踏まえた展示の更新などを行う。

2節 維持管理体制

(1) 地域と行政との連携・協働

史跡恒川官衙遺跡とその周辺には、各時代の多様性に富む歴史・文化資産が数多く保存活用されている。これらは、当地域の自然・文化・歴史を体感でき、ふるさとへの愛着と誇りを育むことができる貴重な財産でもある。それらについて座光寺地域や関係機関と共通理解をさらに深め、地域と行政が連携・協働して、維持管理及び活用を推進する。

現状変更等への対応、災害時の応急対応及び復旧、施設などの維持補修については、飯田市教育委員会が主体となって行う。また、史跡整備事業の実施期間中やそれ以前の期間は、公有地化した指定地が長期間にわたり放置されることのないよう適切な維持管理に努める。

整備後の日常的な維持管理業務については、指定管理者制度の導入も含め、地域住民と行政との役割分担など連携・協働のあり方を検討する。



史跡恒川官衙遺跡について理解を促す取り組み

(2) 行政諸機関との連携

史跡恒川官衙遺跡の維持管理にあたっては、文化庁や長野県教育委員会の指導のもと適切に行う。また、必要に応じ、市役所内の関係部課との連携・調整を行う。

第X章 整備過程及び整備後の課題

第V章に示した史跡恒川官衙遺跡整備をめぐる現状と課題などを踏まえ、整備過程及び整備後の課題を改めて整理する。

1 節 未整備の指定地の取り扱い

本整備基本計画における整備事業や公有地化など関連事業の推進計画は第VIII章で示したとおりであるが、正倉院北側エリアなど今次計画では整備事業の実施範囲としていない指定地については、次のように取り扱っていくことが求められる。

発掘調査により地下の遺構の状況を把握できている地区については、住民の理解と協力を得ながら、当面の間は現状の土地利用のまま地下遺構の保全に万全を期す。そして、現状変更等や各種開発行為などにあたっては、地下遺構の保存や将来の史跡の整備活用に悪影響を及ぼさないよう対処する。

未調査地については、現状変更等や各種開発行為などの内容により、事前に保存目的調査または立会調査を実施して遺構の把握を行う。

その他、郡衙域に含まれると想定される指定地の近接地及び今後の発掘調査などにより指定地と同等の価値を有すると判断された新たな場所については、まず追加指定に向けた条件整備を進める。

そして、これらの成果を踏まえ、段階的に公有地化を進め、その進捗状況に応じて新たな整備計画を策定するなどして、整備を進める必要がある。

2 節 地域との協働による保存活用

本史跡整備事業の基本理念を実現し、史跡恒川官衙遺跡を人づくり・地域づくりの資源として引き続き活用していくうえで、地域住民の理解・参画は不可欠である。

今後も、史跡恒川官衙遺跡が国民共有の財産であり、市民、地域住民にとっても重要な価値を有するものであることを周知し、教育委員会と座光寺地域の住民組織などが連携・協働して、史跡の価値や保存活用の重要性について共通認識を広げ深める取り組みを行う必要がある。

また、情報発信や学習活動、史跡をテーマとしたイベント事業などを継続的・積極的に行っていくことが求められる。



発掘調査の状況や成果などを周知する情報紙「恒川NEWS」

3 節 リニア関連事業等への対応

2027年に開通予定のリニア中央新幹線では、史跡恒川官衙遺跡の南西方約1.5kmの上郷地域の一角に長野県駅が設置される計画である。これにより、当該地域では周辺地域の整備事業及びリニア駅へのアクセス道路の整備事業など諸開発が見込まれ、その影響で史跡恒川官衙遺跡の近接地においても、公共事業や民間開発などの事業展開が予想される。このため、関係機関との情報交換・連絡会議などを密にし、開発と恒川遺跡群の保存との調整が円滑に進められるようにする必要がある。

また、特にリニア開通後は、道路整備の状況や民間開発の展開などにより史跡恒川官衙遺跡にアクセスする経路や交通手段が、現時点で想定するものとは異なってくる可能性もある。そうした諸事業や史跡恒川官衙遺跡への来訪者の動向などを随時把握し、諸般の変化に適切に対応した史跡の利活用を進めていくことが求められる。

4 節 周辺地域の景観の保全

今後、リニア中央新幹線開通に伴う諸開発や農業後継者不足による農地の荒廃などにより、周辺地域の良好な景観を形成する果樹園などの農村景観へ悪影響が及ぶことが懸念される。周辺地域の景観や多様な歴史・文化資産も史跡恒川官衙遺跡の個性や特性を知る上で重要な要素となっていることを再認識するとともに、合わせて農村景観を構成する諸要素が良好な環境形成や防災などにも重要な役割を果たしていることをも考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら都市計画法・景観法などの土地利用関係法令及び飯田市総合的土地利用計画をより実効性のあるものとし、関係部課や地域と連携しつつ、景観誘導などの措置を着実に進めていく必要がある。